

○議長 知念富信君 ただいまから令和元年第4回南風原町議会定例会を開会いたします。

開会（午前10時00分）

○議長 知念富信君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しましたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 知念富信君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって11番 宮城清政議員、12番 赤嶺奈津江議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 知念富信君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。よって、会期は12月20日までの11日間と決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付した会期日程表のとおりであります。

日程第3．議長諸般の報告

○議長 知念富信君 日程第3.議長諸般の報告を行います。令和元年9月定例会後から本日までの諸般の報告をお手元に配付されているとおり、日時、事業名、開催場所を日付順に記入してございます。4番目と5番目ですが、10月9日に南部地区市町村議会議長会の定例総会が開会され、沖縄県市町村自治会館管理組合議會議員に私知念富信を推薦していただき、翌日10日の沖縄県町村議会議長会において承認されました。続きまして13番目ですが、第63回町村議会議長全国大会が11月11日から14日までの間、東京のほうで開催され参加してまいりました。期間中の13日には沖縄県町村議会議長会の臨時総会が開催され、全国の米軍基地関係町村議會議長で意見交換会や情報を共有することができる全国町村議

会議長会基地関係協議会（仮称）の立ち上げについて、来年1月の九州ブロック会議に提案することを全会一致で決め、7月の全国町村議長会で可決することを目指すことになりました。また臨時総会において協議されました首里城の早期再建に向けた財政支援を求める意見書（仮称）については、沖縄県議長会より採択依頼が来る予定ですが、11月29日の議会運営委員会において、本会期中、採択依頼がなくても南風原町議会独自に意見書（案）を作成した後、委員会付託を省略し、本会議で審議、採決する旨意見が一致しましたので、後刻議題といたします。

次に、本日までに受理した陳情第25号、26号はお手元に配付したとおりであります。この2件に関しては、各常任委員会へ付託しましたので、ご報告いたします。それぞれの陳情の内容等については、議員各位でご一読くださるようにお願いします。

次に、南部水道企業団議会の報告、東部消防組合議会の報告、南部広域市町村圏事務組合議会の報告、那覇市・南風原町環境施設組合議会の報告、沖縄県介護保険広域連合議会の報告、南部広域行政組合議会の報告、町監査委員から8月、9月、10月の例月現金出納検査の結果報告について、それぞれ提出されておりますので各自ごらんになっていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 町長から町政一般報告を行う前に、町長から皆さんに対してお話があるようですので、町長の発言を許します。町長。

○町長 赤嶺正之君 議員の皆さんおはようございます。令和元年第4回定例会の町政一般報告に先立ちまして、那覇・南風原クリーンセンター内のメタルヤードにおける火災事故について、町民の皆様及び議員各位にご報告とおわびを申し上げます。

令和元年11月13日、午前9時37分ごろ、那覇・南風原クリーンセンター内メタルヤードにおいて、精製メタルをコンクリート土間に敷いてある鉄板の上に落下させる際、メタルの破片が飛び、ヤード内に仮置きしていたプラスチック製のパレットに引火しました。その際、中央制御室の火災警報が発報し、制御室運転員が確認しましたが、火災を発見することができず、その後、9時40分ごろ火災を発見したごみ収集作業員から連絡を受けた現場作業員が消火器での消火活動を行い、9時44分ごろ鎮火いたしました。近隣住民の皆様、町議会議員の皆様、関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを副管理者として深くおわびを申し上げます。

今回の火災では、けが人はなく、クリーンセンターへのごみの持ち込み及び焼却処理など、施設の運営に直接の影響はありませんでしたが、散水弁操作盤など、メタルヤード内的一部の設備を焼損しております。また、可燃物の持ち込みが禁止されていたメタルヤード内に可燃物が仮置きされていたこと。火災警報発報時に火災現場での確認方法が不十分であったこと。消防への通報を怠っていたこと。周辺住民や関係者への報告遅延など、多くの課題や反省点が生じてしまいました。このたびの火災事故を教訓として、起こり得る事故の根絶を目指し、適切で安全な作業手順を図ること。法令遵守の徹底、安全対策への協議訓練の再構築、さらに既存の災害時緊急連絡網のほか、火災時を想定した連絡網を新たに作成し、組合組織内、周辺自治会、関係者等へスピード感を持って連絡体制を構築し、危機管理意識及び体制の向上に取り組んでまいります。

今後は、引き続き地域住民の皆様を初め、関係各位の一層のご指導、ご支援を賜り、持続可能な資源循環型の社会の構築に貢献できるよう、安全で安定的なごみ処理施設を目指してまいります。このたびの

火災事故により、町民の皆様に多大なるご迷惑、ご心配おかけいたしましたことを重ねておわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

日程第4．町長の町政一般報告

○議長 知念富信君 続きまして、日程第4．町長の町政一般報告を行います。町長から町政一般報告の申し出がありましたので、これを許します。副町長。

○副町長 国吉真章君 議員の皆さんおはようございます。町長にかわりまして、私のほうから町政一般報告をさせていただきます。

初めに、総務部総務課関係について申し上げます。10月12日の平和の日を記念し、戦争の悲惨さ、命のとうとさ、平和の大切さを伝え発信するため、10月7日から18日までの間、役場町民ホールで「平和の日パネル展」を開催しました。また、小学校・中学校では、10月11日の給食時間に校内放送で、南風原町平和の日について制定理由、目的等の説明が行われ、児童生徒の皆さんには平和について考えてもらう機会となりました。今後も「南風原町民平和の日」を通して平和のとうとさを広めてまいります。

次に、企画財政課関係について申し上げます。10月8日・9日の両日に中央公民館黄金ホールにおいて、日露交歓コンサートが開催されました。8日は特別公演として南風原中学校2年生250名・南星中学校の1年生195名を対象に、9日は町民ほか約480名を対象に行い、ふだん聞く機会のない一流の音楽家による演奏を楽しんでいました。来場者からは「優雅な音楽の中にユーモアな場面も含まれていて、楽しむことができました」等の感想が寄せられました。11月12日に沖縄県女性就業・労働相談センターの協力を得て、特定社会保険労務士の善平克恵氏を講師として、職場のハラスメント防止「みんなで取り組む働きやすい職場づくり」をテーマに研修会を開催しました。約40名の町民の皆様や職員等の参加があり、ハラスメント防止への意識啓発を図りました。11月14日に南風原高等学校の総合学習として、まちづくり出前講座を3年生290名余に対し実施しました。「よくわかる選挙の話」、「障がいってなんだろう」、「保育・子育て支援について」、「都市計画ってなに」、「南風原町の観光について」、「災害時の助け合いを進めよう」、「南風原町の文化財と歴史」、「議会って何しているところ」の8講座から1つの講座を選択する形式で行い、各課担当職員が講師を努めました。生徒からは「選挙について理解が深まった。これから選挙に積極的に参加したい」、「災害に関する知識や避難者支援の方法など学べた」、「議会の仕組みがよく分かった」などの感想がありました。

次に、税務課関係について申し上げます。固定資産税の土地における住宅用地特例制度の適用誤りについては、現在も調査中ではありますが、新たに判明した23筆（19件）、27名への還付額を議案第57号令和元年度一般会計補正予算（第5号）に計上しております。なお、11月5日時点で宅地1万1,130筆中、4,875件（43.8%）の調査を終えており、引き続き調査を進めてまいります。

次に、民生部こども課関係について申し上げます。11月20日に令和2年度以降の5年間における教育・保育施設等の利用ニーズ等を審議するために、「南風原町子ども子育て会議」を開催しました。同会議では、平成27年度からの第一期計画を引き継ぎ、今後の待機児童の解消に向けた施策のあり方や、潜

在的な保育需要量を見込むなど、子ども・子育て支援法に規定する「子ども・子育て支援事業計画」を定めていきます。11月29日に南風原町法人立保育園園長会との共催で、南風原町保育園・所職員学習会を開催しました。今回は「子どもの体と食を考える学習会」をテーマに、町内で保育に従事される方々が多数参加し、アレルギー対応や乳児期の栄養確保等について学びを深めました。12月4日に民生委員・児童委員の改選に伴う厚生労働大臣及び沖縄県知事委嘱状交付伝達式を行い、新任10名、再任34名の合計44名の方々へ委嘱状を交付しました。地域福祉の向上に向けて委員の皆様の活動に期待いたします。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。10月14日に70歳以上の方々を中央公民館にお招きして「町敬老会」を開催しました。よなは保育園の園児と南風原高校郷土芸能部の皆さんのが余興で会を盛り上げ、高齢者の方々の長寿を祝うとともに、多年にわたり社会に貢献されたことへの感謝とその労をねぎらいました。11月26日には各行政区で実施している地域ミニデイサービスの利用者とボランティアが一堂に会し交流を通して親睦を図るミニデイサービス利用者交流会を開催しました。参加した高齢者の方々からは、お互いの健康を確認し合うことができ「元気がもらえた」等の声が聞かれました。

次に、経済建設部まちづくり振興課関係について申し上げます。工事関係では、町道舗装工事が9月25日に完了し、交通安全施設整備工事を10月29日に契約しました。住宅リフォーム支援事業では、初回の受付に加え追加募集を行い2件を追加受付し、今年度は9件の実施を予定しています。計画関係では、都市マスターplanの策定に向けた住民ワークショップを10月30日から11月19日まで字公民館など11会場で行い、地域の意見等を拝聴しました。また、南風原南IC用辺土地利用計画策定業務を10月31日に契約し、年度内の素案策定に向け取り組んでおります。11月21日には、南部東道路と那覇空港自動車道を接続する道路3路線の都市計画変更について、県による住民説明会が中央公民館において開催されました。

次に、都市整備課関係について申し上げます。道路整備事業関係では、町道10号線の用地3名、物件補償4名と契約し、令和2年2月末完了予定です。街路事業関係では、津嘉山中央線1工区の用地及び物件補償2名と契約し、令和2年2月末完了予定です。また、2工区の物件調査委託業務2件を10月28日に契約し、12月末完了予定です。公園整備事業では、10月18日に黄金森公園の野球場バックネット取りかえ工事と津嘉山公園の園路整備工事2工区を契約、10月30日に津嘉山公園の法面対策設計業務を契約し、令和2年2月末完了に向け取り組んでいます。石油貯蔵施設立地対策等事業では、宮平川下流の側道舗装整備工事が11月27日に完了しました。

次に、区画下水道課関係について申し上げます。土地区画整理事業では、9月11日に設計業務、17日に道路築造工事、19日に造成工事、24日に磁気探査業務、10月24日と11月25日に造成工事を契約し、年度内完了予定です。また、11月20日に旧津嘉山ハイツの造成工事1件と29日に磁気探査業務1件が完了しました。下水道事業では、9月26日に土地区画整理区域内の雨水管布設工事、10月16日に与那覇地内の污水管布設工事、11月1日に水質・水量調査業務を契約し、年度内完了を予定しています。また、完了した工事等では、10月2日に繩越明許費で進めていました照屋地内の雨水幹線工事1件、23日に兼城・宮平地内の污水管布設工事1件、31日に照屋地内の物件調査業務1件、11月22日に同地区的磁気探査業務1件、28日に山川地内の污水幹線工事に伴う磁気探査業務が完了しました。

次に、産業振興課関係について申し上げます。農政関係では、9月25日に令和元年度第66回南部地区畜産共進会及び第5回山羊品評会が開催され、畜産共進会に肉用牛の部で町から5頭の出品、山羊品評会に2頭の出品があり、山羊品評会で壮齡雄の部（1歳以上）において優秀第3席に輝きました。11

月 7 日には、新規就農一貫支援事業で八重瀬町のほ場で進めていましたパイプハウス設置事業が完了しました。農業委員会関係では、11 月 13 日に離島を含む南部地区農業委員会会长会の研修会が本町で開催され、町内 5 農家の農業用施設の視察等が行われました。また、同農業委員会及び推進委員の研修会が 11 月 14 日、スポーツ大会が 15 日に委員 120 名の参加のもと開催され、今後の農業振興発展に向け親睦が図られました。

次に、教育部教育総務課関係について申し上げます。町体育協会関係は、10 月 6 日に行われました「第 54 回島尻郡体育大会の陸上競技で、「一般男子の部」2 位、「一般女子の部」優勝、「壮年の部」優勝、「夏季・秋季大会の総合」では 2 位の成績で今年度の島尻体育大会は終了しました。選手、役員の皆様お疲れさまでした。10 月 24 日に株式会社名古屋グランパスエイトの小西工己代表取締役社長が来庁され、来春季キャンプの受け入れについて申し入れがあり、キャンプインは来年 1 月下旬を予定しております。11 月 14 日に教育事務点検評価第 1 回審議会を開催し、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についての諮問を行いました。令和 2 年 2 月までに答申される予定となっております。町育英会へ対する寄附金が、10 月 31 日に J A おきなわ津嘉山支店のチャリティーゴルフ実行委員会様、10 月 29 日に南風原町商工会様より町へご寄附がございました。本町の教育振興のために活用してまいります。学校給食共同調理場においては、今後の限られた財源の中で、さまざまな視点から学校給食センターのより効率的な運営等を検討するため、南風原町、与那原町、八重瀬町での検討会を開催してまいります。また、学校給食共同調理場運営委員会からの回答を受け、令和 2 年 4 月からの学校給食費改定に向けて規則の改正や保護者への周知など取り組んでまいります。

次に、学校教育課関係について申し上げます。11 月 8 日に県庁講堂において、令和元年度沖縄県教育関係職員表彰式が行われ、本町から津嘉山小学校の新里照実教諭が優秀教職員として受賞されました。今後のさらなる活躍を期待します。10 月 23 日から 11 月 20 日までの間、小学校新 1 年生を対象にした就学時健康診断を 4 小学校区ごとに、「ちむぐくる館」で実施いたしました。今年度は 564 名の受診者がありました。町教育支援委員会を 5 月から 10 月までに 5 回開催しました。122 人の児童生徒に係る就学先の審議を行い、10 月 8 日に答申を受けました。答申内容をもとに、保護者と就学相談を行い、合意形成を図った上で適切な教育措置を実施してまいります。12 月 8 日「教育の日」に、午前中は学校公開日として授業参観及び学力向上推進実践発表会、午後は町立中央公民館黄金ホールにおいて南風原幼稚園元園長の名嘉峯子氏、津嘉山幼稚園元園長の栗森栄子氏、北丘幼稚園元園長の伊良皆マサ子氏の教育委員会表彰と家庭学習を頑張っている児童生徒 147 人の教育長表彰を行い、保護者を初め多くの方々が激励しました。小中学校の普通教室空調機整備工事については、北丘小学校が 12 月 6 日に、それ以外の学校は 11 月 22 日に 5 件全て完了しております。

次に、生涯学習文化課関係について申し上げます。10 月 16 日から 10 月 25 日の日程で第 26 回南風原町青少年交際交流事業が教育長を団長に引率 2 名、中学生 10 名、計 13 名をカナダに派遣しました。歴史文化を学ぶことで外国から見た日本について学んだり、ホームステイや体験入学では現地の皆さんに家族同様親切にしていただき、言葉の壁を乗り越えてジェスチャーなどを交えながらも通じ合えるすごさとともに、改めて語学を学ぶ大切さを知りました。12 月 16 日に報告会を予定しております。南風原文化センターが 30 周年を迎える記念事業として 10 月 24 日から 11 月 10 日までの日程で、「南風原文化センターの仲間たち」と題した企画展や 11 月 3 日の記念フォーラム「みんなで考えよう、未来の文化センター」を開催し、自身と文化センターのかかわりを振り返りながら、これまでのあり方を語り合いました。

また、11月2日から11月4日にタイ国の染色家による草木染め作品展、11月4日には草木染体験を行い参加者が熱心に質問などしながら草木染めを楽しんでいました。同日「平和資料館がつなぐインド・マニプール州と沖縄音楽のタベ」を中央公民館黄金ホールで開催し伝統楽器ペナ演奏と南風原少年少女合唱団やジャズとの共演など多くの町民が異国情緒な音色に聞き入っていました。11月8日第49回沖縄県公民館研究大会へ実践発表の代表者として、赤嶺一男神里自治公民館長を宮古島市へ派遣しました。社会福祉協議会との連携で行った世代間交流の取り組みに対し会場から多くの関心の言葉が寄せられました。11月19日第61回沖縄県社会教育研究大会が浦添市で開催され、長年の社会教育委員の活動や学校支援地域本事業実行委員長等多岐にわたる活動の功績が認められ、上原弘子委員が沖縄県社会教育功劳表彰（教育長表彰）を受賞されました。また同研究大会では長尾栄正議長が「地域の課題を具現化する社会教育委員～各種社会教育関係団体と取り組む事業を通して～」と題して本町の社会教育委員活動の実践発表を行いました。発表後には本町の取り組みに対する質問と称賛の言葉が多く寄せられました。

以上を申し上げ、令和元年第4回南風原町議会定例会の町政一般報告といたします。別紙で9月定例会以降の公共工事等に関する行政報告書をおつけしておりますので、お目通しをよろしくお願いします。以上で終わります。

○議長 知念富信君 以上をもって、町長の町政一般報告を終わります。

○議長 知念富信君 これから議案の上程に入ります。

日程第5．議案第50号 南風原町下水道事業の設置等に関する条例

○議長 知念富信君 日程第5．議案第50号 南風原町下水道事業の設置等に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第50号 南風原町下水道事業の設置等に関する条例 南風原町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、公共下水道事業及び農業集落排水事業の経営状況を的確に把握し、経営基盤の強化を図るため地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計へ移行することに伴い本条例を制定する必要があるため提案をいたします。詳細については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 それでは議案第50号 南風原町下水道事業の設置等に関する条例について概要を説明いたします。国は、現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新・投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公共企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、平成27年1月に人口3万人以上の市町村につ

いて、平成 32 年、令和 2 年ですね、4 月までに下水道事業を公営企業会計へ移行するよう総務省から要請があり、公営企業会計の適用を推進することとされました。下水道は、住民生活に欠かせないライフラインであり、将来にわたって維持していくなければならない社会資本であります。また、資産の規模が大きいことから整備や維持管理を適正に行いながら、これからも安心してご利用いただくためには経営状況を的確に把握し、安心、安定した事業運営を行うことが必要でございます。このようなことから、健全な経営を推進するための取り組みとして、令和 2 年 4 月 1 日から公共下水道事業、農業集落排水事業の 2 つの特別会計を地方公営企業法の財務規定を適用し、企業会計へ移行するため条例を制定するものでございます。

2 ページの条例をごらんください。条例の第 1 条に、先ほど申し上げました（趣旨）が規定してございます。2 条に（下水道事業の設置）としまして、公共下水道事業と農業集落排水事業を含む下水道事業として公営企業に移行するということでの設置の内容であります。3 条に（法の財務規定等の適用）についてでございますが、企業会計への移行方法として、地方公営企業法の規定を全部適用する全部適用と財務規定等のみを適用する一部適用の 2 種類がございます。本町の下水道事業については、経営状況と財務状況の明確化に主眼を置き、水道部局がなく全部適用で管理者を置く必要がない等の理由で、財務規定等を適用する一部適用を採用することを規定しております。第 4 条では（経営の基本）として、第 1 項に地方公営企業法第 3 条の経営の基本原則を引用しております。第 2 項では下水道全体計画の排水区域を、第 3 項には農業集落排水事業の施設名称、処理区域を規定しております。第 5 条では重要な資産である一定額以上の動産、不動産や一定面積以上の土地を取得する又は処分する場合に予算で定めなければならないとする規定で、一定額及び一定面積については地方公営企業法施行令により、町村の場合 700 万円以上 5,000 平米以上と定められている数値を採用しております。第 6 条では負担付きの寄附又は贈与の受領や町の義務に属さない損害賠償額の決定について、議会の議決を要しない許容額等を規定するものです。金額につきましては先進自治体、町長の専決処分事項の指定を参考にしております。第 7 条では財務規定等を適用する一部適用の場合は、管理者の権限は町長が行いますが、権限のうち出納、その他の会計事務を会計管理者に行わせることができる規定があり、会計事務が円滑に行われるよう、従前どおりの会計事務を会計管理者が行うことを規定するものです。第 8 条では（業務状況説明書類の作成）について、公営企業の業務状況を説明する書類を作成し、最低年度 2 回町長への提出と公表することが義務づけされ、その内容を定めるものです。第 1 項では対象期間、第 2 項では説明する書類の内容、第 3 項では天災等やむを得ない事由の場合の作成期限を定めるものです。附則には、条例の施行日として令和 2 年 4 月 1 日を規定しております。

別紙に資料として、全部適用と一部適用との比較を掲載しております。本町では、表の右側、太線囲みの一部適用の会計事務等を会計管理者に委任することとしており、現在行っている事務体制とほとんど変わりはございません。また、現行の官庁会計と公営企業会計との比較を中段に掲載しておりますのでお目通しをお願いいたします。以上が議案第 50 号の概要説明でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13 番 大城 肇議員。

○13 番 大城 肇君 これは経営状況を的確に把握し、経営基盤の強化を図るためということで、地方

公営企業法の一部を適用するという提案でしたけれども、これは南部水道企業団というのが別個にあって、向こうでは公営企業法の一部適用だと思うんです。そうなのかどうか、確認してください。

それと人口 3 万人以上の自治体でこれをやってくださいということのようですが、これはこの法律が改正されてそうなったのか。そのことは義務としてそうされるのか。あるいはそれができるということなのか。この辺がどうなっているのか。今の説明では、私聞きとれませんでしたので、その点についてお聞かせください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 お答えします。まず 1 点目の南部水道の適用についてですけれども、水道事業については公営企業法の中で全部適用ということでございますので、全部適用でやっているということでございます。

あと人口 3 万人以上についての法律での義務づけなのかという話でしたけれども、国の総務省、総務大臣から平成 27 年の通知としましては、重点取り組みとしてそういった公営企業会計に移行するようにということでの要請の内容であります。義務づけといいますか。そこにつきましての状況を申し上げますと、県内においての 3 万人以上の市町村については、15 団体ございまして、平成 31 年 4 月 1 日現在での公営企業会計への移行の状況としましては、先進の那覇市を含む 6 団体が既に終えておりまして、現在 9 団体が取組中ということで、全ての団体が来年 4 月までに移行するという状況でございます。また全国的に申し上げますと、来年 4 月までに移行する 3 万人以上に対する移行の状況でございますけれども、来年 4 月までに移行する団体が 60% で、取組中が 39% ということで、合わせまして 99% が来年 4 月までには移行するということで、移行に向けて取り組んでいるという状況でございます。

○議長 知念富信君 13 番 大城 肅議員。

○13 番 大城 肄君 今説明していただきました。県内では 15 団体がそれに該当して、それぞれ終わっているか進めているということでした。南部水道企業団については、私の認識違いましたが大変失礼しました。ただ、公的にそういうふうに義務づけられているのかということについては、そういう答弁ではなくて、要請があるということのようでしたので、経営状況を的確に把握するということが目的で、経営基盤の強化を図るということのようですので、法的にはそうではないが、総務省からの要請で全国でも 99% がそのようにしようとしているということでしたので、その目的に沿ってそうするのが適切かと思うんだけれども、ただ、委員会に付託予定ですよね。ですので、そこで吟味してもらえばいいんですけども、ただ、法的な義務があるという答弁はなかったということで確認をしておきたいと思います。終わります。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となつております議案第50号 南風原町下水道事業の設置等に関する条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第6. 議案第51号 下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

○議長 知念富信君 日程第6. 議案第51号 下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第51号 下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例 下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、公共下水道事業及び農業集落排水事業の経営状況を的確に把握し、経営基盤の強化を図るため地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計へ移行することに伴い整備する必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第51号 下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の概要を説明いたします。さきの議案第50号で、下水道事業が公営企業会計へ移行することに伴い、2つの関係条例の整備を行う必要があるため提案するものでございます。以下、下水道事業が地方公営企業に移行したものとしてご説明します。

まず1つ目は、南風原町監査委員条例の一部改正です。3ページをお開きください。3ページの第1条による改正をお開きください。第2条では、（請求又は要求による監査）に下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任について、管理者が監査委員に対し、監査請求する規定及び同業務に係る公金の収納及び支払い事務の一部を取り扱わせる金融機関について、管理者の要求に基づき監査することができるよう改めました。また、改正地方自治法が平成29年6月に成立し、令和2年4月1日から施行されることに伴い、現行の第243条の2が第243条の2の2に条ずれすることで改正しております。第6条では、決算等の審査に下水道事業の決算及び書類を監査委員の審査に付すとしての改めでございます。第8条では、第2条に伴う金融機関の監査における事前通知と下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払い事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関を別に定めるため、字句を指定金融機関等に改正するものです。

2つ目は、南風原町特別会計条例の一部改正でございます。4ページの第2条による改正をお開きください。第1条で、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計を下水道事業として公営企業会計に移行するため2つの特別会計を削除して、土地区画整理事業特別会計のみに改めるものです。以上が

議案第 51 号の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 51 号 下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第 7. 議案第 56 号 南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 7. 議案第 56 号 南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 56 号 南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律及び地域再生法における施設等に係る固定資産税の課税免除及び不均一課税の規定等について、所要の改正を行う必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 それでは議案第 56 号 南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。今回の改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、以下地域未来投資促進法と呼んでおりますけれども、と地域再生法の法律に基づき、沖縄県が作成した基本計画等の対象地域に本町が含まれており、計画に基づいて取得した施設を新設または増設したものについて、固定資産税の課税免除及び不均一課税を行うため、定義規定の追加及び改元等による文言の改正であります。

新旧対照表をごらんください。第 1 条は、第 7 条に不均一課税を追記したことによる課税免除及び不均一課税に改正するものです。第 2 条第 1 項第 3 号は字句の修正によるものです。第 4 号、第 5 号は地域未来投資促進法における定義、第 6 号、第 7 号は地域再生法における定義規定の追加となります。第 8 号は第 3 条以降の増設したものの定義を青色申告者等と詳細にするため規定を追加しています。第 4 条、第 5 条は改正前の 2 号立てを文言整理をして「号」を削除し、改正するものです。第 6 条は地域未来投資促進法に基づき、平成 29 年 12 月に国の同意を得た沖縄県の基本計画において、対象地域である促進区

域に本町も含まれており、事業者が同計画に基づいて取得した家屋、構築物、土地について3年度分の固定資産税の課税を免除する規定の追加です。第7条は、地域再生法に基づき平成30年11月に国の認定を受けた、沖縄県地域再生計画において対象地域の地方活力向上地域に本町も含まれており、事業者が同計画に基づいて取得した機械、装置、家屋、構築物、土地について3年度分の固定資産税の課税を免除及び不均一課税とする規定を追加しております。条文中、地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業とは、東京23区から本社機能を地方に移転する場合の移転型として固定資産税の課税を免除するものです。また、同法第17条の2第1項第2号に掲げる事業とは、地方にある企業の本社機能等を強化する場合の拡充型として固定資産税を不均一課税とするものです。以下、第8条から第11条までは前述による文言の整備と、第6条、第7条の追加による条ずれでございます。以上で議案第56号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前10時54分）

再開（午前10時54分）

○議長 知念富信君 再開します。

休憩します。

休憩（午前10時55分）

再開（午前10時57分）

○議長 知念富信君 再開します。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 該当する会社というか、何例ぐらい南風原にはあるんですか。今のもの。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 今からの制定ですので、南風原町はまだそういう手を挙げている業者はいません。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 今の大城 勝議員に続いてお伺いします。この条例が制定されると、例えば那覇

市などに本社が集中している現状がありますけれども、そういったところも本町とかほかの地域に本社機能の移転が進んでいくという理解でよろしいでしょうか。

○議長 知念富信君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城克彦君 この法律は限定されておりまして、東京 23 区からということありますので、那覇市…。移転型については該当しません。ただ、次は拡充型ということで地元の会社が拡充するというところについては 2 種類ありますので、拡充型のほうに該当します。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 56 号 南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、経済教育常任委員会に付託します。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午前 10 時 59 分）

再開（午前 11 時 11 分）

○議長 知念富信君 再開します。

休憩します。

休憩（午前 11 時 11 分）

再開（午前 11 時 12 分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第 8. 議案第 52 号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

○議長 知念富信君 日程第 8. 議案第 52 号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 52 号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由

としまして、地方公務員法及び地方自治法の一部改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が新たに導入されることから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償等について定める必要があるため提案いたします。その内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは議案第 52 号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について概要を説明いたします。議案第 52 号の資料をお願いいたします。まず第 1 条では、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償について趣旨を規定しております。第 2 条では、職員と同じ時間勤務するフルタイム会計年度任用職員の給与を給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間勤務外手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当と規定し、また職員の勤務時間より短い時間を勤務するパートタイム会計年度任用職員の給与は報酬及び期末手当と規定しております。第 3 条では、フルタイム会計年度任用職員の給料は職員と同じ給料表を準用すると規定し、第 4 条で職務の級を別表の等級別基準職務表によるものと規定しております。第 5 条から第 15 条までは、フルタイム会計年度任用職員の給料の号給、給料の支給、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、給料の端数処理、期末手当、特殊勤務手当、勤務 1 時間当たりの給与額、給料の減額について規定しており、主に職員の給与条例を準用しております。第 16 条第 1 項では、月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬について、第 2 項で日額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬について、第 3 項で時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬について、第 4 項で前 3 項の報酬を算定する基準月額について規定しております。第 17 条から第 27 条までは、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、報酬の端数処理、期末手当、報酬の支給、勤務 1 時間当たりの報酬額、報酬の減額、特に必要と認める会計年度任用職員の給与、通勤に係る費用弁償、公務のための旅行に係る費用弁償について規定しており、主にフルタイム会計年度任用職員と同様の取り扱いとなるよう規定しております。28 条は、会計年度任用職員が休職時の給与の取り扱いについて。29 条では、会計年度任用職員の給与からの控除は、職員の給与条例を準用する規定となります。30 条は、条例施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。附則、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。別表（第 4 条関係）等級別基準職務表で 1 級は定型的又は補助的な業務を行う職務。2 級は高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務と規定しております。

続いて、議案第 52 号資料 2、南風原町における会計年度任用職員移行比較表をお開きください。まず勤務時間ですが、現行の臨時職員は週 38.75 時間以内、嘱託職員は週 3 時間以内が、パートタイム会計年度任用職員は週 38.75 時間未満、フルタイム会計年度任用職員は週 38.75 時間、給料・通勤手当等については臨時職員は賃金として時間外勤務手当、休日勤務手当を含んで賃金として支給しております。嘱託職員は報酬として支給しております。移行後、パートタイム会計年度任用職員については、報酬・費用弁償として報酬に加え、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、通勤手当を含む形で報酬及び費用弁償で支給することになります。また、フルタイム会計年度任用職員については、給料、通勤手当を支給することになります。次に手当です。臨時職員は現在、期末手当が年間一月分、嘱託職員は期末手当はありません。パートタイム会計年度任用職員は期末手当年間 2.6 月、フルタイム会計年度任用職員は期末

手当が2.6月時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、退職手当を支給することになります。昇給については、現行の臨時職員、嘱託職員はありません。パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員について昇給があります。任期について、現行の臨時職員は1年以内、嘱託職員は3年から5年以内、会計年度任用職員は一会计年度で採用の日から同日の属する会計年度の末日までとなります。服務については、臨時職員は地公法の適用があり、守秘義務等、懲戒処分等が対象となります。嘱託職員については非常勤の特別職となることから地公法の適用はありません。会計年度任用職員は地公法の適用があり、懲戒・分限処分等が対象となります。続きまして、休暇ですが、現行は臨時職員が年次休暇12日、病気休暇6日、嘱託職員は年次休暇20日、病気休暇なし。会計年度任用職員に移行になった場合は年次休暇20日、病気休暇10日となります。社会保険等については、臨時職員、嘱託職員、パートタイム会計年度任用職員ともに健康保険、厚生年金保険、雇用保険となりまして、フルタイム会計年度任用職員は1年目は同じですが、2年目からは共済組合の加入となります。以上が議案第52号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についての…。すみません、ただいまの説明の中で、2条で給料・通勤手当、特殊勤務手当、次の「時間勤務外手当」は「時間外勤務手当」に修正をお願いいたします。以上が議案第52号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についての概要となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは会計年度任用職員について質疑したいと思います。幾つかありますのでお願いします。まず、今回のこの制度ですけれども、非常に大きな制度改革だなと思っております。全ての臨時職員、嘱託職員の名称が変わるだけでなく、この法の趣旨としては同一賃金同一労働ということが示されております。そこでこの変更をする際、これは総務省からの指示なのかちょっとはっきりしませんけれども、現在の臨時職員、そして嘱託職員の仕事の内容、つまり職の整理と言われる作業が必要だというふうに私は理解をしています。他の自治体の内容でもそのように聞いていますが、この職の整理をどのように行われたのか。それによっては、今臨時だけれども、正職員並みの仕事をしているとか、正職員をふやすべきだとか、そういう議論がされた上でフルタイムの会計年度任用職員なのか、パートタイムにするのか。そのような検討が行われないといけない。これが法の趣旨だというふうに理解していますので、職の整理についてどのように行われているのか教えてください。

次に、これはもしかすると予算かもしれませんけれども、それによってフルタイムの会計年度任用職員とパートタイムの会計年度任用職員、現在の状況と変更後の状況、どのように人数が変わっていくのか。それについてもお知らせください。

3点目に、非常にわかりやすい比較表も、今回議運でお願いして出していただきました。これの中で、任期のところですけれども、会計年度任用職員という名前の性質上、ここでも一会计年度というふうに書かれているわけですけれども、更新についてはどうなるか。これまで嘱託は3年から5年、臨時職員に関しても1年を経過して、例えば別の職についたとか、別の役割についた後はまた採用できるとかいろいろあったと思いますけれども、更新についてはどのようになるのか。それについてお答えください。

次に各種手当です。表も出していただきましたが、各種手当、これも先ほどの説明の中には第5条から15条までの中で職員の給与条例を準用するというふうに説明がありますけれども、手当も含めて、その

職員と同等程度になるのか。それとも職員と比べると差が出るのか。その辺をお知らせください。

次に給与です。ここが一番大きく変わるところですけれども、給料表の準用とありますが、あわせてこれ、先ほど言ったように手当がくついてくるわけです。同一賃金といつても条件を引き下げるわけにはいかない。それが大きな法の趣旨ですので、例えば今回、ボーナスとか手当がついたことによって、その手当分を1年の収入で比較して、新しい給料表に照らし合わせると月額の給料が減る可能性もあるわけです、この条文からいくと。そういうことがないということが確認できるかどうか。単純に手当はプラスアルファで給料表に関して減額措置はないと。そのような状況なのか。以上5点お願ひします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暉君 まず1点目の職の整理についてですが、ただいま予算の編成作業中であります。ですからこの予算編成の作業を通して職の整理を細かくやっていきたいと考えております。

また、フルタイム職員の人数ですが、現在、当初予算ベースで臨時職員、嘱託職員合計で293名おります。当初予算で計上している293名が会計年度任用職員に移行対象となります。その必要性については予算編成を通してこれから整理していく予定となっております。

また更新については、会計年度任用職員は1年度で終わります。その次はまた申し込みをすることができます。これは年齢制限を設けてはならないこと。これまでやったからということで制限を加えてはならないということになっておりますので、終わった翌年度についても希望することができるということになっております。

また手当については、職員並みということで考えております。

最後に給料ですが、現段階では期末手当を含んだ年額について、どの職員についても現行の、年額について下回ることはないという計算しております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 1点目、2点目、職の整理とフルタイム、パートタイムの人数は予算でということですけれども、ここが非常に、今大事なところだと思うんです。職員だけでなく、行政の中でも臨時職員、嘱託職員がいないと実際この人数が回らないわけです、行政運営がですね。そのためには職の整理を通して、やはり正職員をどうしていくべきなのか、臨時職員はどうあるべきなのかと実際の職務で判断する必要があります。ですから、予算編成とあわせてということですけれども、関連づけはありますが、この職務整理については改めてちゃんと見えるように、金額だけではなくて、どの職でどういう職員がどういう働きをしている。そういうのを私たちにも、議会にも示していただきたいと思いますが、金額だけでなく、どのように分析したかとか、そういったことも検討していただきたいと、見えるように。それについてどのようにやるか教えてください。

次に3点目の更新ですけれども、再申し込みできると。当然、ただその再申し込みができるようになるんですけども、採用されるかどうかはわからないわけです。それは新しく申し込まれた方と継続というか、継続して申し込まれた方とその職務の差でも変わってくると思いますが、その際、昇給はどうなるのか。昇給というのはやはり経験値ですから、それは再申し込みしても昇給はできるというふうになら

ないと経験値が評価されないと思いますが、その辺についてもお答えください。

4点目は、職員並みということですでのわかりました。

あと5点目について、年額で下回らないようにということで考えているとおっしゃいましたけれども、ただそうなってくると、結局新しくボーナスとか手当がくつつくわけですね。ですから年額で下回らないということはボーナスがくついた分、これは年末でもらうからその手当の分、月額の給料は減るということになるわけです。例えば、今、仮に14万円、15万円をもらっている臨時職員が、これは手当についてボーナスに行きますから、ボーナスの2.6月分は月額の給料が減るということになるわけです。そうすると、やはり臨時職員の同一賃金同一労働というところから、やはり待遇が下がるというふうになりますかねない、そういうことが懸念されるわけです。その点について、そのような理解でいいのか。それとも、やはり現状支払われているぐらいの月額を維持しないといけない。そのような検討がこれから予算編成にあわせてされるのか。先ほどの部長の答弁では、私が言うように月額が大きく減る。このようになりますかねません。ほかの市町村に行くとその月額、給与適用に関しても何号給のどこから始まる。そういうことも組合と合意するかどうか。月額が減らないように、これは細心の注意を払っているというふうに私は理解していますので。やはり年額ベースで変わらないということではなくて、そこをどうやって職の整理によって必要性を担保する。月額の給与を担保する。そういう作業が必要だと思うんです。それは総量とのバランスもありますから、これも予算編成と言わればそうですけれども。先ほどの答弁の内容、年額で検討するというのは是非とも考え方を直していただきたいと私は思いますが、以上3点いかがかお答えください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 まず1点目の職についての整理ですが、こちらは新年度予算提案時にちゃんと説明をする資料を提示していきたいと考えております。

また昇給についてですが、2年目以降については先ほどの資料でも説明したとおり昇給があります。

3点目ですが、月額の給料については直近上位ということで行きますので、月額の給料が下がることはありません。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 最後の3点目だけ、月額で現在もらっている給与の直近という理解でよろしいですか。そうすると年額ではふえるということになりますので、先ほどの答弁とはちょっと違ってくると思います。そういう理解でよろしいですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 先ほど年額と言いましたが、年額はふえますが、月額も直近上位に行くために月額も減額されることはありません。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。進めてよろしいですか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 52 号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 9. 議案第 53 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長 知念富信君 日程第 9. 議案第 53 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 53 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が新たに導入されること等から、関係条例において所要の整備を行う必要があるため提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは議案第 53 号の資料をお願いいたします。議案第 53 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について概要を説明いたします。第 1 条は、南風原町職員の懲戒に関する条例の一部改正で、同条例第 4 条給料の減給規定をパートタイム会計年度任用職員の報酬にも適用する改正となります。第 2 条は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、同条例第 1 条の地方自治法「第 203 条の 2 第 4 項」を「第 203 条の 2 第 5 項」へ改正及び別表中の特別非常勤職員から 27 ページの教育相談員、29 ページの公民館長、社会教育指導員、30 ページの外国人英語指導助手、31 ページの国際交流員、嘱託員が会計年度任用職員へ移行となるため削除する改正であります。第 3 条は、南風原町職員の分限に関する条例の一部改正で、同条例第 4 条第 1 項の条例で定めた休職規定から会計年度任用職員を除き、同条例第 5 条にて地方公務員法で定めた会計年度任用職員の休職期間について、会計年度任用職員の任期を超えない範囲と規定する改正となります。第 4 条は、南風原町職員の給与に関する条例の一部改正で、同条例第 25 条に規定している臨時職員等の給与に関する規定を会計年度任用職員の給与に関する規定に変

更する改正となります。第5条は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、同条例第2条に規定している現業職員の給与の種類に関する規定に会計年度任用職員の給与も例とすることについて追加する改正となります。第6条は、南風原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、同条例第3条にて人事行政運営等の状況の公表について報告対象者にフルタイム会計年度任用職員を追加する改正となります。第7条は、南風原町立中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正で、公民館長は特別職の職員で非常勤のものとして任用できなくなることから、会計年度任用職員でも任用可能とするために2年の任期を削る改正となります。第8条は、南風原町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正で、同条例第2条第2項第3号にて「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」とする地方公務員法の改正に伴う引用条項のずれ等に対応する改正となります。第9条は、南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、「臨時的任用職員の休日等に関する規定」を「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規定」に変更する改正となります。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。以上が議案第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての概要となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第54号 南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第10. 議案第54号 南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第54号 南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、令和2年4月1日以降の診療分より入院時食事療養費の半額助成を廃止すること及び所要の改正をするため提案いたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第 54 号について概要を説明いたします。まず、議員の皆様改め文をごらんください。南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。第 2 条の表、医療費の項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「・入院時食事療養費」を削る。第 3 条第 1 項第 1 号中「（入院時の食事療養費については 2 分の 1 を助成する。）」を削る。附則（施行期日） 1 項 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置） 2 項 改正後の南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例は、令和 2 年 4 月 1 日以後の医療の給付に係る助成について適用し、同日前の医療の給付に係る助成については、なお従前の例による。以上が改正の内容でございます。

お配りいたしました資料をお願いします。議案第 54 号の資料のほうです。まず、改正の趣旨としましては、現在入院時の食事療養費の個人負担分の半額助成を行っております。しかしながら、在宅で療養されている方々との負担の公平性を図るという観点から令和 2 年 4 月 1 日以降の診療分からについては、この半額助成を廃止するということで用語の定義と助成の範囲の条文から、この食事療養費の部分を削除と、所要の改正のための提案であります。

内容としましては、まず 1 点目は、入院時の食事療養費の助成の廃止です。この入院患者が食事療養費として自己負担している分、この部分を食事療養標準負担額ですが、この 2 分の 1 を助成してきています。しかしながら在宅に療養されている方、あるいは施設に入所されている方も食材費や調理費相当額は自己負担しているということから、入院と在宅療養の負担の公平性を図る観点から、今回この入院時の食事療養費の助成を廃止する提案でございます。それから所要の改正という部分に関しましては、第 2 条の表の中で医療費の項中「特定療養費」が「保険外併用療養費」に移行しているため、その文言に改めるものでございます。以上が議案第 54 号の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。質疑のある方はこれを許します。6 番 大城勇太議員。

○6 番 大城勇太君 重度心身障がい者の医療費助成金の 2 分の 1 をなくすということですが、すみません、ハイさいよ～さんとかでも見たんですけども、実際に今、現在かかっている費用、件数を含めて何件あって幾らかかっているのかというのと、あとなぜ廃止することになったのか。公平性を図るためだけなのか、それとも予算関係で問題があるのかどうかを教えてください。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 平成 30 年度の食事療養費の助成の 2 分の 1 助成に関しては、食事療養費の実績額が 685 万 1,973 円となっております。件数といましましては、毎月毎月の助成した額、人員の積み上げですけれども、平成 30 年度は 3,209 人に助成しております。以上です。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 2点目のご質疑にお答えします。なぜ改正に至ったかという部分でございますが、少し遡りますが、この入院時の食事療養費の助成については、平成18年まで遡ります。平成18年の7月までは沖縄県も2分の1助成して、市町村が2分の1助成してという形で、平成18年の7月まではありました。しかしながら、先ほど申し上げました在宅療養者との公平性の観点からということで、沖縄県はこの2分の1の助成を取りやめました。それ以降、各市町村は2分の1の助成をしたり、県の負担分も持ちながら助成を続けたり、あるいは県と同時にやめたりというふうな形で市町村それぞれやってまいりました。本町もその当時は一年一年、年度を区切って半額ずつの助成をことしはやる、また次年度もやるというふうに続けてきました。しかしながら、平成21年度に当分の間は2分の1を続けていくという形で現在に至っています。我々としてはこの部分に関してはやはり在宅療養者、あるいは介護保険施設とか入所されている方は全額自己負担ですので、やはりそのあたりの公平性には課題があるということをずっと検討してまいりました。ただ、そういう中においてもこれまで続けてきたのですけれども、先ほどもご質疑がありましたように予算の絡みという部分で、やはりこの厳しい財政状況という部分が今回この改正に踏み出すと、そういうきっかけになったということでございます。以上です。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。廃止に当たって、沖縄県も廃止したからということですけれども、実際、在宅療養者においても同じ助成はできないのか。公平性に当たってというのは、廃止をしたら公平性になるかと思いますけれども、住宅療養者の方々にも助成すれば公平性は保てるわけであって、実際に廃止に当たっての別案がなかったのかどうかというのを。ただ、公平性を図るためだけなのか。例えば在宅療養者にとっても助成をすれば公平性を保てるので在宅療養者にも助成したほうがいいのかを含めて。また同じように在宅療養者に助成した場合の金額がわかるのであれば、それを教えてください。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ただいまのご質疑の最後のほうの在宅療養者の場合の試算とか、それはまず大変難しいものだと思います。在宅療養者の定義とか、そういった部分もいろいろございますし、風邪で寝込んだ場合とかいろいろな部分がございますので、在宅療養者のへの食事代の助成というのはまず厳しい部分がある。それからそういった部分では、財政の部分から言いましても在宅にいる方々への助成といいますと、大変額が膨らみ厳しいものかと思います。それにただ廃止ということでは我々もなくて、確かにこの助成に関しましては、先ほどから申し上げていますように公平性に欠けるという部分で我々は今回これは見直しと。ただ、町民福祉の向上は我々の使命でありますので、こういった制度は廃止しても町民福祉の向上につながるような新たな施策ですね、そういった部分にはしっかりとつなげて、検討していくべきだと思います。もちろん財政のほうが、予算の確保のほうが前提ではございますが、しかし我々としてはこれにかわるまた新たな福祉サービス等をしっかりと検討していきたいと考えております。

○議長 知念富信君 6番 大城勇太議員。

○6番 大城勇太君 ありがとうございます。3,209名で685万円ぐらいですので、例えばふるさと納税を使ったりいろいろな案があるかと思います。もちろん皆さん、今1階で首里城再建の募金をしていますので、台風19号についても募金していますけれども、在宅介護の方々を廃止して、また首里城に募金しますよということであれば、ちょっと私からしたら腑に落ちないので、何かしらの対案をしっかりと考えていってやっていければと思っておりますので、これはまた委員会のほうでも審査してほしいと思いますのでよろしくお願ひします。以上です。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 今さっきの保健福祉課長の3,209というこの数字は、重度心身障がい者（児）からするとかなり多いように感じるんですが、これは食数ではなくて人数ですか。それを一つ伺いたいです。今、勇太議員のお話のとおり、必ずしも在宅あるいは入所者たちとの公平性を図るということの意義が本当にあるのか。入院している重度心身障がい者（児）に対する助成だったんですよね。入院しているということは医療費、保険などがきくんでしょうけれども、入院しているということは在宅や入所よりもかなり負担が大きい状態、時期だと思うんです。これをもって県が平成18年にやめたと。ほかの自治体もやめてきているということをもって入院者に対する助成を本當になくしていいのか。福祉の大きな後退ではないですか。

○議長 知念富信君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子さん 最初の質疑で3,209人については医療費助成をした方の毎月毎月の年間の積み上げとなっています。食事療養費については入院した方の食事ですが、年間分は集計できなくて、直近の一月分は50名、9月の入院された方の食事療養費は50人いらっしゃいます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 岡崎議員から福祉の後退というご指摘ではございますが、まず入院重度心身障がい者の方が入院した場合、医療費助成という形で、この食事療養費以外の分も全部助成されているわけですね。個人負担分に関しましては、ただ医療費、食事代だけは、半分だけは助成してきたわけです。できましたらそういう部分で在宅とかと比べると公平性は欠けるんだが2分の1は補助してきたわけですが、先ほど申し上げましたように、やはり町の財政状況もございまして、今回この改正に踏み切ったということでございます。同様の改正、まず現時点では県内41市町村、18自治体がこの部分の助成を続けてはおります。ただ先ほど申し上げた平成18年以降、幾つかの自治体は取りやめてきたと。一番近いところでは平成25年にこのような形で取りやめた自治体もございます。我々は平成31年度まではかろうじてやってはきましたが、先ほどから申し上げましたように、現状の財政状況を鑑みて、今回この助成の廃止という部分に踏み込んだということでございます。以上でございます。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 それでは、また委員会でしっかり議論させていただきたいので、先ほど保健福祉課長がおっしゃった数字をもう一度、ご提示お願ひします。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 続けて質問します。今回の改正、非常に残念ではありますけれども、今の答弁の中でも背景は少しあるような気がします。ただ、先ほど岡崎議員からもあったように、これまで補助していたのが補助できなくなるという視点では、町民にとってはマイナスと言わざるを得ない。そういう中で私の要点は1点ですが、この提案理由の負担の公平性、これが理由だとは私は思いません。考え方の違いといえばそうかもしれませんけれども、先ほど言ったように、入院される患者と在宅患者というの状況が違うわけです。状況が違う、病状は一緒ですかと。公平性を担保する必要性がそもそもあるのか。こういう議論があつてしかるべきだというふうに思います。確かに県の理由がそうだったかもしれません。県としては公平性を担保すると。そういう理由だったかもしれませんけれども、実際は部長が後半答えておられるように、やはり直近の財政状況、県の財政措置がなくなつた。こういったことが要因であつて、公平性を担保する。この議論が理由になる。それは私は違うと思います。それを改める考えはありませんか。お願ひします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 確かに仁士議員がおっしゃる部分もあるかと思いますが、まずこの入院食事療養費の部分については、健康保険法の改正等で、医療給付の部分もございます。しかしながら、在宅にいる場合でも施設にいる場合でも食事はとなりますので、この医療の、厚生労働大臣が定める医療の基準の額以外の部分については個人負担ということで、こういう形でも入院食事療養費の標準負担という形で個人負担が出てきているわけでございます。介護保険施設に入所した場合は全額自己負担されているんです。この分。やはりそういった部分と比較しますと公平性が保てていないというふうに我々は判断しています。この部分は、健康保険法の改正等、そういった部分でもこういった在宅やあるいは施設等と比較した場合に、この部分で公平性が保てていないという考えがございますので、我々もそこはやはり公平性は保ちたいという部分であります。以上でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 考え方の違いだと私は思います。やはり町民の立場に立って考えれば、私はこれは公平性を担保るべき事案ではないというふうに私は考えますので、是非とも、部長がおっしゃったようなこと、根拠となり得るような、例えばこれによって、この助成を単独で続けることによってペナルティーがあるとかですね、そういった、もしくは国、厚労省からこれについては公平性に欠けるよという

指導があるとか、そういう客観的な自由がない限りは、これは考え方の違いたというふうに私は思います。是非ともこれは町民の皆さんには公平性ではなく、やはりこれまで、南風原町も単独で続けてきたけれども、この部分では我慢してくれないかとそういった丁寧な説明が必要だという観点から、私は今の提案は、この提案事由に当たらないんじゃないかということを申し上げておりますので、この辺もし、委員会の中であれば説明をいただいて、現状ではすぐその根拠を示せないと思いますので、これについてはまた後ほどお知らせいただければと思います。以上です。

○議長 知念富信君 13番 大城 肇議員。

○13番 大城 肇君 申し上げたい趣旨は、勇太議員や岡崎議員、仁士議員と一緒にすれども、同じことで私は町長に伺いたいんですが、平成18年以降、県がそれをやめても南風原町がやってきた理由はなぜだったのか。平成21年以降ずっと続けてきた理由、金があったからやったのか、なければやらないということなのか、この点について。これは次の議案とも一緒ですので、次はこども医療費ですから、それも入院時の食事療養費は削りますという議案ですから、考え方は全く一緒だろうと思いますので、なぜ続けてきたのか。どういう考え方で続けてきたのか。このことを町長、お答えください。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 肇議員のご質疑にお答えいたします。詳細につきましては、担当部長のほうからあろうかと思いますけれども、私が感じた点といいますか、肇議員がおっしゃっているように平成18年度から続けてきたのは金があったからかというご質疑でございますけれども、そういうことではなくて、私も長年行政に携わった者として、当時から南風原町は福祉と教育のまちづくりということを基本に掲げましてまちづくりを進めてきたわけでございますので、平成18年度の時点では多分にそういったような福祉のまちづくりという観点から、たとえ県のほうが支援を打ち切っても、町としてはできるだけのことは頑張ろうと。そういうような趣旨で継続してきたんじやないかと思います。それがよくわかりますのが、条例ですけれども経過措置で、先ほど部長からもありましたように、一年一年経過措置で検討されてきたということが、やはり今後もずっとそれを継続していくんだということであれば、当分の間とか、そういうことではなくて、ちゃんと条例改正をやったと思いませんけれども、経過措置でやってきたというのは、町としてできる間はこれを続けていくという趣旨じゃなかつたかというふうに考えていくわけでございます。先ほど来、岡崎議員あるいは照屋仁士議員、肇議員もおっしゃるように、やはり福祉に関してはできるだけのことをやりたいということでございまして、公平性云々じやなくて町としては福祉に関してはできるだけのことをやりたいということでございますけれども、先ほど来、説明いたしておりますように、厳しい財政事情というのが一つの、そういう発想に至った経緯、きっかけになったということはご理解をお願いしたいと思っております。とともに、詳しい点は担当のほうから答弁させていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 町長のほうからありましたように、やはり福祉のまちづくりということで南風原町は相当力を入れてきておりますので、その部分は町長の今後の取り組みとか、町長がおっしゃつてきたとおりでございます。ただ1点、平成18年以降は、最初のころは一年一年条例を附則でもって、期限をつけて助成を続けておりました。しかし、平成21年に、この一年一年の区切りをつけたというのも、県に対してこれは続けてほしいということを要請していくということで一年一年やっていったと。ただ、平成21年には毎年改正ではなくて、当分の間は南風原町は続けていくのでということで現行のこの条例の形になって、期限は打たれてはおりませんでした。そのことだけ追加しておきます。

○議長 知念富信君 13番 大城 豪議員。

○13番 大城 豪君 多分これは2分の1、県が助成を打ち切ったときでしょうか、それに伴ってじゃあということで県がやらなくなつた分まで町がカバーするということの選択肢もあるわけですよね。先ほどの部長の答弁の中では市町村によってはそういうところもあるような説明でした。今、寛諒議員からはむしろそれは南風原町が先にスタートをして、後に県が2分の1を助成するようになった経過じゃなかつたかということで、ちょっと不確かですけれども。そういうこともあるわけです。むしろ南風原町がリードして、県が後で追いついてきたという制度だったのではないかということもあるわけです。やはりそれほど南風原町の福祉にかける思いというのは強いものがあったのだろうと。県が撤退するときに恐らく議論になつただろうと思いますけれども、入院時の食事というのは、これは治療の一つだと、治療の一環だということの議論が当然されているはずです。在宅療養でいいという判断は四六時中、看護師や医療関係者が見守らなくても今大丈夫という判断をドクターなどがなさって、そういう状況に置いているわけであって、食事も家族で考えて結構ですということであって、病院での食事というのはその方に合った食事を提供できる、施設でそうしているわけですね。まさに治療の一環なんですよ。お隣のベッドの人と違うんです、食事が。そういう意味から入院費の食事療養というのは我々の食事療養であって、ただお腹がすかなければいいという話ではないわけです。そういうことについて南風原町が先か県と一緒に、それは別として、そういう取り組みをずっとやってきたわけです。こども医療についても。それを公平性が保てないからとか、財政が厳しいからとか。こういった事情からこれを削るというのはおかしいと。もっと言えば町民の医療を受ける権利を削るものだと。一部否定するようなものだということも言わぬかねないわけです。こういうふうな議案は取り下げてほしいというふうに私は思って質疑いたします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず先ほども申し上げましたように、入院時の食事については、保険の適用の部分もございます。議員おっしゃいますようにこの食事は医療の一環として当然出ている部分がございますので、その部分についてはきちんと保険適用の部分がございます。しかしながら標準負担率、通常の家庭においてもかかるような金額という部分が保険から外れて一部負担金という形で今出ている部分、これに対して半額の補助をしてきたということでございますので、そこはご理解いただきたいと思います。医療の範囲できちんと適用されている部分はありますということあります。

それからこの助成のスタート時点においては、私もそこまで遡っての確認はできておりませんが、議員おっしゃいますように南風原町は福祉をリードして、南風原町がこういう形の助成もスタートできていったのではなかろうかという思いはあります。南風原が福祉のまちということで力を入れて取り組んできております。そういう部分からしましても、今回この提案ではございますが、そもそも重度心身障がい者、医療費助成の対象者においても我々は、南風原町は他の市町村では対象者として見られない。この方々が対象ですという範囲の中に、県の基準よりも、さらに南風原町は広げて療育手帳の所有者の階層ですね、そういった部分もちょっと広げて、南風原町としては対象者をより多くして、この医療費助成を続けておりますので、その辺はまたご理解いただきたいと思います。

○議長 知念富信君 13番 大城 肇議員。

○13番 大城 肇君 すみません、私も不勉強で、対象者の捉え方について、今部長から説明があった点については正直認識は不足しております、部長、そうおっしゃるようなことであれば、それについては評価されるべきものだと思います。それはそのとおりだと思います。

ただ、保険適用外だからというふうな理屈について、これは南風原町がそうしたわけではなくて、健康保険法か何かで適用を外しているわけですよね。当初は適用されていたわけですよね。そういうことからすれば、どこかわからないところの政策でそういったことになったのであって、本来はやはり、先ほど申し上げたように治療の一環だと、だったはずなんです。それをどういう理屈かわかりませんが、保険から外したことであって、昨今、介護保険についても軽度の要介護1、2あたりを保険から外すなどですね、要介護も総合事業に移すなど、私たちの手に及ばない範囲で、本来保険というのは受けるために、いざとなったら受けるために納めているものであるのに、いざ受けるとなったらこの分は外します、この分は外します。どんどんこれが進むような、それと同じ流れでこれも外されて行っているわけです。その流れに自分たちも身を任せてしまうということでは、南風原町の町長の存在意義が問われるわけです。こういう観点からこの点をもっとしっかりと提案し直すべきだと。

部長は今600万円でしたか、数字でいえば、金額でいえば、これについてはさらなる福祉の課題云々言いましたけれども、具体的に今提案されているわけじゃないですよね。やるとしても今後の話ですね。具体的に何が出てくるかまだわからない。本当にそれが出てくるのか、それもわからない。こういう状況で、これが真っ先になるというのは到底納得できないということを申し上げて終わります。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 先ほど肇議員からもありましたけれども、要するに在宅療養の方と食事代の件で不公平ということをおっしゃっていたんですけども、もともと入院している皆さんというのは、在宅でできるのであれば家に帰りたいんです。あれは治療をしなければならないと、だから病院に入院しないというふうに、ここで、ある面でこれは拘束と言っていいのか、されているわけです。そこで出される食事、これは治療の一環として、先ほど肇議員も言っていましたけれども、治療の一環として出されているものであって、在宅に普通に食べている食事とまず違うというふうに考えないと、病院で治療している者、それに対する保険適用も全然変わってくるわけです。例えば国のほうは、家でも済んでいるわけ

だから、病院に入ったらベッド代出せということで変わっていきましたでしょう。それと全く同じような感じです。ですから、入院患者と在宅、先ほど介護施設の話もしていましたけれども、あれと全く違います。そこら辺を一緒にたにして不公平を欠くというふうなやり方の、私はこういう提案はすべきじゃないと思います。お金がないんだったらお金がないからというふうにやったほうがまだすっきりしています。その辺が治療と、そうじゃないのと一緒だということを提案するということが私はもう、本当に耳を疑うというか、次の議案でもあります、こども医療費の問題でも。これまで南風原町が頑張ってきたその病院での、入院での食事は治療の一環というふうに考えてきた南風原町の考え方方が、まさに 180 度変わってくるというふうに私は考えますけれども、どういうふうに思いますか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 先ほどから答弁しておりますように、治療の一環の部分に関しましてはしっかりと保険の適用と。この保険の適用の部分が入院時食事療養費という部分で、これは保険の適用です。それから外れる部分、それが標準負担。この部分に対しての半額助成でございますので、こちらに関しましては先ほどから答弁しておりますように、今回このような形での提案ということでございます。これまでも続けてきてはおりますが、確かにこの南風原町の財政状況が厳しいことが今回のきっかけになっているということでございます。

○議長 知念富信君 14 番 宮城寛諄議員。

○14 番 宮城寛諄君 食事の中に保険適用する部分もあると、そういうふうにおっしゃっていますけれども、本当は全額保険適用をしなければいけないことなんです。ところが国は社会保障についてどんどん予算を削ってくる。そういう中で適用が少なくなってくるというふうに変わってきたのが現状であって、もともとは保険で全部やるべき問題であって、それを国の、国も財政のことを言っていますけれども、そのことを予算を削ってきたということの中で個人負担がどんどんふえてくる。あるいは受益者負担というふうな名前で、理由でそういうことを欠いてくるというのが現状であって。だから南風原町が独自でもやってきた、そういう医療費の一環としての補助のやり方は、私はそれは続けるべきだというふうに思います。今、国からのそういう社会保険に対する補助が、助成がどんどん削られている中で、そういうふうにどんどん自己負担が多くなってくるということに対しては、非常に私などは抗議をするものだし、皆さん方も国からの言いなりじゃなくて、是非自分たちの、南風原町独自の、これまで取ってきたものを取り続けてほしい。そういうふうに私は、そういうふうにやってほしい。その辺は続けていけないのかどうか。やはり不公平があるという、そういう観点に立って改正をやるということ。そうしたいろいろなことがこれからこういう不公平ということでいろいろ出てきますよ。町民に対する皆さん方の施策を投げ捨てるようなものだと私は思いますけれども、町長いかがですか。続けてほしいと思いますよ。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。寛諄議員がおっしゃることは、私も重々承知をしているとい

いますか、胸にしみるものがございます。しかし、先ほどもお答えいたしましたけれども、公平性を保つとかいろいろと理由はございますけれども、そこに踏み切らざるを得ない状況があるということを、是非ご理解をお願いしたいと。平成18年度の時点で、例えばですけれども大いに議論をして、その時点でどうなったかということを含めて我々は考えないといけないのかなと思っております。

これから事業の推進、あるいはまた予算編成等にも関連してまいりますけれども、これからも集中と選択といいますか、やはりどれを優先させるかということを大いに議会の皆さんとも議論をしながら、今回は重度心身障がい者（児）医療費助成の条例改正、あるいはまたこども医療費の条例改正等が提案されてございますけれども、そこまでいかないといけないという、そういう状況をお互いどんなふうにしたら打破できるかと。そのためには何を優先して、何を後半に回すか。優先順位をみんなで議論しながら全てやるというわけには行きませんから、どれを優先してどれを町民の皆さんに説明していくかということを、是非一緒に考えていただければ幸いでございます。以上です。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 町長、是非優先順位をつけてその辺はやるかやらないは検討すると。もちろんそれは優先順位をつけてやるというのが筋でしょう。これこそが優先順位の一番最初につけて、削るべき問題じゃないんですよ。医療費ですよ。要するに医療に係る食事代。次のこども医療費もそうです。まさに病気を治す、健康になってもらう、それをなぜ一番最初に優先順位で一番最初に削るんですか。優先順位をつけて一番最初に守るべきものじゃないですか。私はそう思います。そうじゃなんですか。命にかかるわ。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 先ほど答弁いたしました優先順位をつけてといいますのは、これとこれということじゃなくて、全て、南風原町内の、我々が今推進しております事業を含めて、あるいは財政も含めてですね、今、町では財政健全化計画を作成中でございますので、これもやがてまとまる時期でございますから、そういうものも参考にしながら、南風原町の今の現状も参考にしながら、この優先順位を議論していきたいということでございます。そのように是非ご理解をお願いいたします。

○議長 知念富信君 質疑はありませんか。10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 私は、いろいろ皆様意見がありましたけれども、まずやはり、厳しい財政状況の中、いろいろ削減されているところでございますが、どうしてもそういうことに対しては町民の理解が必要だと思います。そういう意味で、その説明をどのようにしていただいて、納得していただいて、理解をしていただくかというのが大事なことではないかと思いますので、説明のやり方をどのように考えているのか。これまでどおりの、またホームページ、広報紙などだけでは私は十分な説明責任は果たしていけないと思いますので、説明をどのようにやっていくかも含めまして、委員会のほうでまた書類、資料なりがあれば提出をお願いしたいと思います。答弁はよろしいです。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっておりま
す議案第 54 号 南風原町重度心身障がい者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につい
ては、総務民生常任委員会に付託します。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後 0 時 26 分）

再開（午後 1 時 30 分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第 11. 議案第 55 号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長 知念富信君 日程第 11. 議案第 55 号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例
についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 55 号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例 南風原
町こども医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、
令和 2 年 4 月 1 日以降の診療分より入院時食事療養費の助成を廃止するため提案いたします。内容等に
については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第 55 号について補足して概要をご説明いたします。新旧対照表
をごらんください。南風原町こども医療費助成条例の一部を次のように改正する。第 2 条第 5 号中「、入
院時食事療養費」を削る。第 4 条第 2 項を削る。附則（施行期日） 1 項 この条例は令和 2 年 4 月 1 日か
ら施行する。（経過措置） 第 2 項 改正後の南風原町こども医療費助成条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日
以降の診療分に係る医療費から適用し、同日の前日までの診療については、なお従前の例による。以上が
改正の内容でございますが、内容としましては、先ほどの重度心身障がい者医療費助成の改正内容と同
じでございまして、やはり現在、入院されている方の食事療養費としての自己負担の部分ですね、そこの
食事療養費標準負担額の 2 分の 1 を助成しておりますが、在宅療養者においては食材費、調理費相当額

は自己負担しているということから入院と在宅療養、あるいは施設入所等との公平性を図る観点から入院時の食事療養費の助成を廃止するものでございます。以上で概要説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 55 号 南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第 12. 議案第 57 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長 知念富信君 日程第 12. 議案第 57 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 57 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 5 号） 令和元年度南風原町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,492 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 144 億 6,183 万 3,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。（債務負担行為の補正）第 2 条 債務負担行為の追加、変更は「第 2 表債務負担行為補正」による。（繰越明許費）第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。（地方債の補正）第 4 条 地方債の変更は「第 4 表地方債補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 それでは議案第 57 号資料をお願いいたします。議案第 57 号 令和元年度南風原町一般会計補正予算（第 5 号）について概要を説明します。まず、2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、新たな状況の変化により補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ 1 億 4,492 万 9,000 円を追加し、補正後の一般会計予算額は 144 億 6,183 万 3,000 円となります。歳入歳出補正の内容については、9 ページ以降の事項別明細で説明します。

4 ページをお願いします。第 2 表債務負担行為補正について説明します。まず、債務負担行為の追加 2 件についてです。コピー機使用料は、コピー機 12 台のリース契約が令和 2 年 3 月で満了となるため、新

たに契約する際の機器の確保や入れかえ作業期間を十分に確保するためで、限度額 1,586 万 5,000 円、期間は令和元年度から 6 年度までです。ふるさと納税推進事業は、プロポーザル方式により令和 2 年度の業者選定を行うためで、限度額 7,500 万円、期間は令和元年度から 2 年度までです。続いて、限度額の変更 2 件については、紙単価の値上がり及び発行部数の増加によるもので、広報はえばる印刷製本業務の変更後の限度額は 479 万 2,000 円、はえばる議会だより印刷製本業務の変更後の限度額は 202 万 4,000 円です。補正後の債務負担行為限度額の合計は 1 億 1,059 万 9,000 円です。

5 ページ、第 3 表繰越明許費について説明します。10 款 6 項、保健体育費の調理場運営事業 1,410 万 6,000 円は、令和 2 年度の給食提供食数の増加に対応するための蒸気回転釜等の購入費で、受注生産のため納品までに期間を要することによるものです。完了は令和 2 年 8 月末を予定しております。

6 ページ、第 4 表地方債補正について説明します。土木債の町道整備事業債 140 万円の減は、町道 68 号線（照屋橋）道路改良事業の国庫補助金内示額が少額となり、事業実施が困難となったことによるものです。都市計画整備事業債 470 万円の減は、国庫補助金交付決定の減に伴う黄金森公園整備事業起債見込額の変更によるものです。補正後の地方債限度額の合計は 4 億 7,660 万円になります。

それでは歳入について説明します。9 ページをお願いいたします。14 款 1 項 1 目、民生費国庫負担金 3,737 万 7,000 円の増は、利用者の増による介護・訓練等給付費負担金（障がい児分）及び対象児の増による児童手当国庫負担金です。4 目、衛生費国庫負担金 529 万 6,000 円の増は、医療費の増による未熟児養育医療費国庫負担金です。10 ページ、14 款 2 項 3 目、土木費国庫補助金 1,153 万 9,000 円の減は、社会资本整備総合交付金の交付額決定による黄金森公園整備事業と住宅リフォーム助成事業交付金の減、6 ページで説明した防災・安全社会资本整備交付金の交付申請取り下げによる町道 68 号線（照屋橋）道路改良事業の減によるものです。11 ページ、14 款 3 項 1 目、民生費国庫委託金 21 万 2,000 円の増は、国民年金システム改修費に対する委託金で、免除申請様式等変更に対する基礎年金等事務費交付金、産前産後期間の保険料免除に係る改修に対する協力・連携に係る経費交付金で、いずれも補助率 10 分の 10 となります。

12 ページ、15 款 1 項 1 目、民生費負担金 1,798 万 9,000 円の増は、9 ページで説明した介護・訓練等給付費県負担金及び児童手当県負担金です。2 目、衛生費県負担金 264 万 8,000 円の増は、9 ページで説明した未熟児養育医療費県負担金です。13 ページ、15 款 2 項 1 目、総務費県補助金 31 万 7,000 円の増は、各種大会派遣補助金の増による沖縄振興特別推進交付金です。2 目、民生費県補助金 17 万 6,000 円の増は、支出見込額の増による母子・父子家庭医療費助成費補助金です。3 目、衛生費県補助金 1,013 万 4,000 円の増は、支出見込額の増によるこども医療費助成事業補助金です。4 目、農林水産業費県補助金 137 万 5,000 円の増は、ストレリチア苗及び育苗用資材等に対する農業生産・経営対策事業補助金で補助率 3 分の 2、実施主体である J A に対し交付し、残り 3 分の 1 は受益者負担となります。5 目、土木費県補助金 17 万 7,000 円の減は、交付決定に伴う住宅リフォーム助成事業補助金の増、多面的機能支払交付金事業の減によるものです。

14 ページ、18 款 1 項 1 目、財政調整基金繰入金 8,475 万 8,000 円の増は、今回の補正予算の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰り入れを行うもので、繰り入れ後の基金残高は 10 億 6,247 万 7,000 円となります。

15 ページ、20 款 5 項 7 目、雑入 246 万 3,000 円の増は、沖縄県介護保険広域連合負担金の平成 30 年度決算に伴う介護保険精算還付金です。

16 ページ、21 款 1 項 5 目. 土木債 610 万円の減は、6 ページ第 4 表地方債補正で説明したとおりです。

引き続き、歳出について説明します。17 ページ、2 款 1 項 1 目一般管理費 62 万円の増は、職員の病休延長による代替臨時職員賃金の計上です。3 目. 財産管理費 28 万円の増は、庁舎空調機械室の給気ファン取りかえによる修繕料の計上です。8 目. 企画費 6 万円の増は、4 ページ第 2 表債務負担行為補正で説明したふるさと納税推進事業の公募型プロポーザル事業者選定委員会委員謝礼金の計上です。18 ページ、2 款 2 項 2 目. 賦課徴収費 633 万 9,000 円の増は、9 月補正以後の調査で新たに判明した住宅用地特例の適用誤りによる固定資産税過誤納還付金、返還金、利息相当額及び督促手数料の計上です。

19 ページ、3 款 1 項 2 目. 老人福祉費 81 万円の増は、第 8 期介護保険事業計画策定に向け、ニーズ把握等を行うための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査委託料の計上です。3 目. 心身障害者福祉費 6,991 万 6,000 円の増は、歳入 9 ページ、12 ページで説明した障害児通所給付費です。5 目. 国民年金事務費 21 万 2,000 円の増は、歳入 11 ページで説明した国民年金システム改修委託料です。20 ページ、3 款 2 項 1 目. 児童福祉総務費 528 万円の増は、職員の病休延長及び育休延長による代替臨時職員賃金及び歳入 9、12 ページで説明した児童手当費、歳入 13 ページで説明した母子父子家庭医療費助成金と手数料の計上です。2 目. 保育所運営事業 176 万 9,000 円の減は、幼保無償化に対応するため学校給食費においてもシステム改修が必要となったことから、10 款 6 項 2 目. 共同調理場運営費に組み替えるものです。

21 ページ、4 款 1 項 1 目. 保健衛生総務費 1,921 万 3,000 円の増は、職員の産休代替臨時職員賃金、ちむぐくる館の健康器具修繕料及び歳入 13 ページで説明したこども医療費助成金の計上です。妊婦一般健診委託料は、歳入 9、12 ページで説明した未熟児養育医療費に流用した分の補?です。

22 ページ、5 款 1 項 1 目. 失業対策費 45 万 7,000 円の増は、職員の病休延長による代替臨時職員賃金の計上です。

23 ページ、6 款 1 項 1 目. 農業委員会費 39 万 2,000 円の増は、職員の病休による代替臨時職員賃金と費用弁償から賃金へ流用した分の補?です。2 目. 農業総務費 69 万円の増は、重要野菜価格安定化事業費負担金の増による、沖縄県園芸農業振興基金協会への負担金です。3 目. 農業振興費 137 万 5,000 円の増は、歳入 13 ページで説明した農業生産・経営対策事業補助金です。5 日目. 農地費 56 万 1,000 円の増は、歳入 13 ページで説明した多面的機能支払交付金による減はあるものの、農業集落排水事業特別会計繰出金の増によるものです。繰出金の内容については特別会計で説明いたします。

24 ページ、7 款 1 項 1 目. 商工振興費 30 万 8,000 円の減は、歳入 10、13 ページで説明した住宅リフォーム支援事業補助金です。

25 ページ、8 款 2 項 2 目. 道路新設改良費 801 万円の減は、歳入 6、10 ページで説明した町道 68 号線（照屋橋）道路改良事業実施設計委託料です。26 ページ、8 款 4 項 1 目. 都市計画費 2,235 万 3,000 円の増は、下水道事業及び区画整理事業への繰出金によるもので、内容については特別会計で説明いたします。2 目. 公園費 855 万 3,000 円の減は、都市公園光熱水費等の増はあるものの、歳入 6、10 ページで説明した黄金森公園整備工事費の減によるものです。人夫賃、修繕料、原材料購入費は、市街化区域編入に係る調査検討業務委託料に流用した分の補?です。

27 ページ、10 款 1 項 2 目. 事務局費 39 万 7,000 円の増は、歳入 13 ページで説明した各種大会派遣補助金の計上です。28 ページ、10 款 2 項 1 目. 学校管理費 818 万 3,000 円の増は、職員の病休による代替臨時職員賃金、各小学校における光熱水費の増、消防用設備の試験委託料及び修繕料、令和 2 年度児童

数の増に対応するための消耗品費及び給食用牛乳保冷庫使用料、管理備品購入費の計上です。2目. 教育振興費 104万8,000円の増は、各種大会選手等派遣補助金の増によるものです。29ページ、10款3項1目. 学校管理費 165万8,000円の増は、南風原中学校における光熱水費の増及び消防用設備の試験委託料の増、南星中学校において令和2年度生徒数の増に対応するための管理備品購入費の計上です。2目. 教育振興費 53万円の増は、各種大会選手等派遣費の不足による派遣補助金の増と、消耗品費は派遣費に流用した分の補?です。30ページ、10款4項1目. 幼稚園費 44万6,000円の増は、南風原幼稚園・津嘉山幼稚園における光熱水費の増によるものです。31ページ、10款5項3目. 文化財保護費 6万3,000円の増は、陸軍病院壕における光熱水費の増によるものです。32ページ、10款6項1目. 保健体育総務費 227万8,000円の増は、南星中学校及び黄金森陸上競技場、山川体育センターの設備等に修繕の必要が生じたことによるものです。2目. 共同調理場運営費 2,040万8,000円の増は、生徒数の増加に対応する食器などの消耗品費、調理場設備等の修繕費、献立管理等に対応する学校給食システム使用料、給食提供食数の増加に対応するための調理用備品購入費の増です。臨時職員賃金は学校給食費の無償化に対応するためシステム改修委託料に流用した分の補?で、3款2項2目. 保育所運営事業からの組み替えです。以上が議案第57号令和元年度南風原町一般会計補正予算（第5号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは予算書で順を追って質疑をしていきたいと思います。まず、補正予算書の4ページ、債務負担行為ですけれども、ふるさと納税推進事業です。今回の提案でプロポーザルということですけれども、昨年このプロポーザル方式に変更するに当たってさまざまな議論があったと記憶しています。これはいつごろ入札をして、どのような内容を審議するのか。新しい事業者に変わって実績等もありますが、その多くは、この12月末に一番数が多いのかなという予想もされます。そういった段階で関連して17ページにも委員の謝礼がありますけれども、この委員の皆さん、どのようなメンバーなのか、新設なのか。昨年も委員であったのか。その審査内容等も含めてご説明をいただきたいと思います。

次に2点目あります。予算書の歳入10ページです。国庫補助金の減額ですけれども、これは国による補助金の減額ですから、その内容についてはさまざまな審査を経ているものだと理解しますけれども、主には黄金森公園整備、町道68号線整備とありますけれども、この減になった事業について、次年度以降で再度内示の上積みというか、そういうことがされるのか。それとも今年度減になったからこの事業は必要ない。そういった評価なのか。その国庫補助の考え方について、また本町として予算要求についてあわせてお答えいただきたいと思います。

次に歳出17ページです。ここでは総務管理費の中の臨時職員賃金に当たりますけれども、病休代替についてです。この病休代替職員について、産休とかいろいろありますけれども、20ページ、22ページ、23ページ、28ページと多岐にわたっています。そういうところで非常に懸念されるのは、病休といつてもさまざまな状況があるのかなと思います。身体的とか、さまざまに休まないといけない理由があると思いますけれども、どういう状況なのか、近年の推移も含めて教えていただければと思います。また心配されるのは身体的な病気だけではなくて、メンタル、さまざまなハラスメント、そういったことが職員の皆さんにとってどういう状況にあるのか。例えば学校関係だと労働安全衛生委員会とか、さまざまな相

談機関、救済機関があると思いますけれども、職員におけるメンタルを含めた各種ハラスメントの取り組みがどのようにになっているのか。広報紙でも別の講習会、講演会、一般も含めてやられていますが、その辺も含めた予防体制、また職員をフォローするような体制も含めてお答えいただければと思います。

4点目に、歳出 26 ページです。これは土木費の公園費で黄金森公園整備工事、これは先ほど国庫補助のこともありましたけれども、議会運営委員会でも 1,000 万円という大きな金額でもありますし、公園と一言に言っても内容が一つなのか。それとも複数にわたるのか。内容がわからないので内訳を示してくださいというふうにお願いも事前に議運でもしたところですけれども、その説明がちょっと抜けているのかなというふうに感じます。町政一般報告の中ではバックネットという表記もありましたけれども、これが適用されるのか、これ 1 個なのか内訳がわかりませんし、またあわせて 32 ページにも、先ほど南星中学校及び黄金森陸上競技場黄金森公園という表記もありますので、その絡みも含めてご説明をいただきたいと思います。以上 4 点お願いします。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 質疑にお答えします。債務負担行為の件です。今年度からプロポーザルで民間事業者と契約しました。次年度のふるさと納税事業の推進業務の委託につきましてもプロポーザルを予定しています。流れとしましては、1月中旬に募集、2月中旬にプロポーザル、3月初旬に業者選定を予定しています。この選定委員の識見を有するものという形で考えています。その選定委員会の内容につきましては、企画提案書の審査や選定に関する業務としています。そして平成 30 年度と令和元年度の実績ですが、30 年度につきましては実績として 5,529 万 2,000 円、2,733 件、今年度ですが、12 月 8 日時点での寄附額が 7,927 万 6,000 円、件数が 5,523 件となっています。以上です。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 こちらに関連する分としまして、まず 10 ページの歳入、土木費国庫補助金のご質疑についてお答えします。黄金森公園の整備事業でございますけれども、国のほうからの要望額に対する配分額が 65% ということで内示配分がございました。それでこれにつきましては、今、那覇と清掃組合で行っております環境の杜公園、こと黄金森公園を合わせた社会資本整備交付金として南風原町に交付されたものとして 65% ということで配分されております。それで要望額としましては当初 3,000 万円で要望しておりますけれども、その 65% 相当ということで本町の分と環境組合の分ということで二つの事業配分をして、その分としまして 500 万円相当が減額となっている状況でございます。

あと町道 68 号線につきましては、県からの、これも国からの配分ですね。県全体でおよそ 26% の配分ということがございまして、本町のほうには 28% の相当の内定を受けたところではございますけれども、それにおいては十分な配分がなされないままそこら辺の調査設計ができないということで、次年度に繰り延べて事業要望するということで、次年度同額を要望するということの予定をしております。黄金森公園につきましての上積みというものにつきましては、減額分を上積みするかという話がございましたけれども、それにつきましては平成 31 年度の事業と同額として 3,000 万円程度の事業費を現在予定しているところでございます。減になった分は来年で施工するということで予定しております。

それに関連しまして、歳出 26 ページのほうで黄金森公園の工事請負費の 1,000 万円の減でございますけれども、それにつきまして当初はバックネットの工事と陸上競技場外側、書庫の擁壁の上のはうにフェンスがございますけれども、そのフェンスを 327 メートル整備するということで予定しておりました。それで 1,000 万円、今回の補正減ということで、そのフェンスの部分 217 メートルを減しまして、今回、令和元年度の設置する分は 110 メートルと。バックネット工事とフェンスの工事が 110 メートルに施工するということでございます。以上です。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 それでは近年の病気休暇の状況についてお答えいたします。近年は、大体 7 名から 10 名の職員のほうが病休しております。内容に関しては全員が心身の疾患での状況となっております。こちらのほうに関して総務課といたしましては、今、休まれている皆さん、主治医の方がいらっしゃいますので、そちらのほうで受診して、状況についてはまた私たちの担当とやりとりをしながら状況を見守るという形をとっております。また本人から、主治医のほうからも復職が大丈夫じゃないかというような場合にはリハビリ出勤という形で復職支援会議というものがありますし、担当部課長、総務課、私、あと担当、保健師を交えて復職支援会議を持って、こちらには町の産業医を含めて復職支援を行っております。ハラスマントの件がありましたけれども、今のところハラスマントが原因ということでの報告は特にございません。総務課としましても、この間行ったような研修を今後も職員向けに進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん 32 ページ、歳出の保健体育総務費の需用費の中の修繕料の内容ですが、陸上競技場のほうはシャッターの修繕になります。南星中学校の水銀灯、山川体育センターの漏水を予定しております。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁土議員。

○8 番 照屋仁土君 それでは順を追って確認します。この 4 ページの債務負担行為、ふるさと納税ですけれども、今、実績、金額等をお知らせいただきましたけれども、当然この数字だけで判断されるわけではないと思います。プロポーザルですから。この実績についても月ごととか、件数とか、品目とか、さまざまな判断する要素があるわけです。当然、当初見込みとかそういうことも考えられるわけですけれども、詳細については委員会等なのかもしれません、どのような実績値をもってというはある程度示せるのかなというふうに思います。現時点でどのような項目があるのかも読み上げられてもメモできませんので、少しあわてる形で示していただきたいと思いますが、その点について再度お願いしたいと思います。

次にこのプロポーザルの委員ですけれども、昨年同様なのか、どういった方々なのか、内部なのか、外部なのか、これはですね、やはり出品事業者とか、もしくは直接の納税者とかさまざまな角度が想像され

るわけです。いろんな方々からご意見をいただきて、このふるさと納税の趣旨に合うような寄附が本町に集まると。そういった状況が好ましいわけですけれども、委員の構成についても再度お答えください。

次に 10 ページの国庫補助金の金額についてですけれども、先ほど 65%とか 26%とか、そういった要求額に対する内示というか、現状が示されました。少し言明されませんでしたけれども、部長の答弁からすると、この足りなかつた分は次年度以降も要求するというように聞こえるわけですけれども、この事業が査定をされて、これだけでしかやりませんということではなく、たまたま今回の内示がこのペーセンテージになったということで、次年度以降も別に査定で切られたと、そういうことじゃなくて、次年度以降も要求できて、南風原町が求めるのはちょっと遅れるけれども、しっかりと運営はできる。このような考え方でいいのかどうかも含めてですね、先ほど関連でフェンスも残り 200 メートル残されるわけですから、そういったことも含めて、再度確認の答弁をお願いしたいと思います。

次に 17 ページを初め、20 ページ、22 ページ、23 ページ、28 ページの病休・産休代替さまざまな状況がありますけれども、7 名から 10 名、それぞれみんな同じ理由ではないと思いますが、町の対策として復職支援があると。そして答弁では説明がありませんでしたけれども、産業医も相談窓口としてあると。またハラスマントに関しては報告はないけれども、今後こういうことも考えていくということで受け取りましたけれども、やはり職員の皆さんこれだけ救急の人数でやっているわけですから、職員室がふえない中でも臨時職員もフォローしていると。こういう、先ほどもありましたけれども、職の内容、休むことによって行政に穴があかないように配慮していかないといけないわけですけれども、そもそも職員の皆さんのが健康で、しっかりとこの職務に専念できる、そういった環境が必要だというふうに考えます。是非ともまた、やむを得ない事情の皆さんはありますけれども、今後どのような職種でもハラスマントとか不当労働行為とかさまざまなものが予防できる環境が必要だと思いますので、改めてそのように取り組むということでおろしければその答弁をお願いします。

最後に、教育委員会のほうでご答弁いただきましたが、これについては黄金森陸上競技場ということで、先ほどの補助金減額とは別ということでおろしいかどうか。それもあわせてお答えください。以上、再度 4 点お願いします。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。今年度 1 億 2,000 万円の寄附額を見込んでおりまして、その 25% 増の 1 億 5,000 万円を次年度見込みを立てました。その中でプロポーザルする中の検討事項としましては、審査基準として企業能力、担当者能力、見積金額、あと提案内容等を書類選考プロポーザルの提案を受けて選びたいと思います。選定委員のメンバーの内容ですが、選定委員会のメンバーは総務部長、経済建設部長、企画財政課長、税務課長、産業振興課長、その他識見を有する者と、その他町長が認める者として 7 人を予定しています。前回は大学教授 2 名を依頼しました。今年度はこれから識見を有する者 2 名を選考したいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 黄金森公園の事業費の減につきましてもお答えします。議員からご意見が

ございましたとおり、減になった部分につきましては、次年度ですね、引き続きそこの整備をしてまいりますので、そういったことで回答の足りない部分がございましたのでおわび申し上げます。

○議長 知念富信君 教育総務課長。

○教育総務課長 比嘉純子さん 32ページの修繕料に対しましては、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 お答えいたします。議員おっしゃるように、町といたしましても職員の安全衛生管理の部分については、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 じゃあ、1点だけ。ふるさと納税の件ですけれども、詳細をまた後でお示しいただけますか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 詳細につきましては、この選定内容も含めて、選定委員会で内容等も指名しますが、その後、提供したいと思います。よろしくお願ひします。実績等につきましては、委員会のほうで提出いたします。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 今のふるさと納税についてですけれども、今年度からプロポーザル方式でやっていますが、なぜそういうプロポーザル方式でやっているのかというのが非常に私は疑問なんですけれども、と申しますのは、これまで商工会が行っていたわけですね。商工会には町としてもいろいろ補助をしているわけです。要するに南風原の商工会を育てるという意味があって、それをやっているんだけれども、プロポーザルでよその企業に持っていくかれたんですけれども、町内の業者を育てるということだったらそのまま続けてもよかったですのにねと思ったんだけれども、今度またプロポーザルというふうにやっているわけです。要するに、町内業者優先とかこういうのはないわけですよね、プロポーザルというふうにやると。南風原のほかにも、商工会以外にも業者がそういったふるさと納税を扱えるようなところがあるのかどうかわかりませんけれども、今年度行っているのはよその自治体の業者であるわけですけれども、実績は昨年5,000万円から今度7,900万円、約8,000万円ぐらいまで伸びているということはあるんですけども、町内の業者を育てるという立場に立てば商工会にお願いするというふうなものがベターではないのかなというんだけれども、このプロポーザルをやるというのはどういうことなのか。要

するにそういう収益を上げさせるためというだけなのか。それともほかに何か理由があるのか。その1点をお聞きしたいと思います。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 プロポーザルの業者選定によるメリットですけれども、委託料だけではなくて、業者から目的に対する企画を提案してもらうことで、総合的に判断できるため、事業遂行に最も適した業者を選定するということにしています。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 事業が拡大する、もっと多くなるという、事業遂行についてプロポーザルでやることですけれども、町内業者を育てるという観点には立ちませんか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 こちらのプロポーザルについては、町の委託事業として適切に対応しているところですが、町内業者の育成という観点からは広く町内業者、可能な業者があれば提案してくれるものと考えておりますので、それも閉ざしているわけではありません。広く我々としてはプロポーザルに応募していただきたいということを考えています。また、町内業者については返礼品について多く、広く出していただければ、それが町内全体の生産者、事業所、販売店が事業拡大するものと考えております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 町内業者があれば応募してくるということですけれども、これまでやっていた町内業者、業者と言っていいのか、商工会を要するに継続させるということではなくて、そこも含めてプロポーザルをやったわけですよね。私はそこを言っているんですけども、勝負させるということですよ。商工会にそのまま続けさせようということがなかったのかどうかということです、私が言いたかったのは。プロポーザルでもっと拡大できるんじゃないかと。今まで以上に拡大できるんじゃないかということだったら、私はそこを切るためのものかなというふうに勘ぐってしまうわけです。育てるためだったらそこに続けさせればいいんであって、その辺の考え方方が皆さん方にはないのかということです。わざわざいろんな業者、プロポーザルをやって行うということは、これまでやってきた、例えばやってきた業者が、要するに実績が悪いので、やり方がまずいのでほかに変えたほうがいいと。でもあなたたちも参加していいですよ、どうぞという形に、そういうふうにしか私は受け取れない。今後またプロポーザルをずっとやることですから、その辺を皆さん方はどういうふうに考えているのかということです。

それと今、1年で交代とは言わないけれども、1年でプロポーザルは変えていくわけですね、やっていくわけですよね。だから1年交代になる可能性もあるわけです。実績がそれで上がっているんだった

らそこまでの人々に2年も3年も続けさせるということは、あなたたちは考えないわけでしょう。その辺もちょっとよくわからないし、皆さん方の中にある本心というものが見えないんです。だからこれまで多くの補助金も商工会には出しているわけです。だったらもっと育てようという気持ちになって、ここに続けさせるという気持ちがないのかなと。もっと拡大させるためにここからもそういったプロポーザルで業者を呼んで、ここにさせようと。今のところでだめだと、そういうふうにしか私には見えないので、町内業者を育てるということはないのかなと。

先ほど返礼品の品物は町内業者からということだから、それはそれでどこがやろうとも町内から返礼品を出すということになっているわけですから、それは変わらないですよ。行う事業所がどれぐらい拡大していくのかどうか。地元の商工会だったらいろんなつき合いもあるわけですから、その辺を開発するにももっとできるんじゃないかなという感じもあるんだけれども、その辺の町内業者を育てるという意味では、そういうプロポーザル方式ではなくて町内の業者にお願いするということが望ましいと私は思うんですが、皆さん方はそういう考えに立ちませんか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暁君 我々、今、南風原町が厳しい財政状況の中、自主財源の確保が一番大きな課題となっております。そのためふるさと寄附金を拡大し、推進していくことが大事だと思っていますので、そのふるさと寄附金、ふるさと納税事業を推進していくために、また商工会についても新たな提案があるものと期待してプロポーザルを受けています。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 学校管理費の光熱水費について伺います。28ページから始まって小学校、中学校、幼稚園とか公園などで光熱水費が合わせて500万円を超す補正がなされていますけれども、これは空調設備工事が終わったために、電気料がふえたことによるものなのか。光熱水費は主に電気として理解をしてよろしいのか。ちょっと仕組みがわからないんですが、多分、年度当初であらかじめどうして、当初予算で計上できなかったのかと。

あわせて午前の町政一般報告で学校の、今年度の工事は全部終わったということでしたが、例えば北丘小学校で見ると、各教室の間仕切りはガラス戸があつたり、ガラス戸がなかつたりという教室を見かけます。それは今後、追加工事はないのか、電気を節減するために。この2つをお伺いします。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん それではお答えいたします。まず、光熱水費の内容ですけれども、電気、水道、ガスが含まれております。今回、空調整備に伴う増ということではございません。当初出せなかつたのかということのご質疑ですが、光熱水費に関しましては平成29年度の実績でもって上げておりますので、平成29年度からは生徒数が増になつたり、クラスが増になつたり等もありまして、光熱水費のほうは増になっていますので、その分の増の要求をしております。

間仕切りについてですけれども、今後、追加工事を行う予定はありません。この辺については、また後ほどどの報告のほうで説明させていただきます。

○議長 知念富信君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 後ほどどの報告というのは…。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 先ほど学校教育課長から説明がありました光熱水費の部分については、今回整備したクーラーとは関係ございません。先ほど申し上げたように、基本単価、燃料調整単価等の値上げ、それからクラスの増等によるものです。

先ほどの間仕切りの話が出ましたが、今回、補助事業の中で壁をつくるという工事については対象の中には入っていないということで、現時点での計画は行っておりません。

後ほどどの報告というのは、専決処分の報告がございますので、その中で今回の空調整備について、それからどういうふうにして冷気が逃げないようにするかという部分についてご説明申し上げたいということをございますので、よろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第57号 令和元年度南風原町一般会計補正予算(第5号)は、総務民生常任委員会に付託します。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩(午後2時26分)

再開(午後2時37分)

○議長 知念富信君 再開します。

日程第13. 議案第58号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

○議長 知念富信君 日程第13. 議案第58号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 58 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）令和元年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 212 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45 億 3,009 万円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第 58 号について概要を説明いたします。議案第 58 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について補足してご説明いたします。まず 2 ページから 3 ページの第 1 表歳入歳出予算補正についてでございます。今回の補正は、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにするため、オンライン資格確認を導入するためのシステム改修に伴う補正です。歳入歳出をそれぞれ 212 万 6,000 円増額し、補正後の国民健康保険特別会計予算額は 45 億 3,009 万円となります。

では、歳入について説明いたします。6 ページをお願いします。4 款 2 項 10 目. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 212 万 6,000 円の増は、オンライン資格確認等業務関係補助金の計上で、補助率は 10 分の 10 でございます。

引き続き歳出についてでございます。7 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目. 一般管理費 212 万 6,000 円の増は、国民健康保険システム改修ための委託料の計上であります。以上が、議案第 58 号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 それでは所管外ですので教えていただきたいと思います。大きく 2 点ですけれども、1 点目ですね。このマイナンバーカードを健康保険証として利用するということですが、現在、色紙の健康保険証ですから、当然、そこに機能追加ということはできないわけです。さらにマイナンバーに関しては I C 機能等を利用してポイントとかもつけられるということが以前にもありましたけれども、保険証化することによって、マイナンバーの発行枚数にも伴うと思いますけれども、目的としては健康保険証の発行業務とか印刷業務、そういったことも軽減されるということが予想されます。それについて次年度以降になるのか、それとも今年度の中でシステム改修を終えて運用までやるのか。その辺も含めて教えていただきたいのと、このマイナンバーカードですけれども、ちょっと所管がもしかしたら違うと思いますが、どういった機能を追加できるとか、どういった法的な制約、縛りみたいなものがあるのか。それによっては町独自の健康増進事業とか、さまざまことでいろんな機能追加が考えられる。特に人間ドックとか、どういった治療を受けているとか。もしくは受けていないとか、そういうことも健康保険証機能として大きく飛躍することによって医療費の抑制を図ることができる可能性があるんじゃない

かというふうに思うわけですけれども、マイナンバーカードにすることによってどういうことを求めていくかと。また機能についてもお答えください。

2点目に、私もこの補正予算の中で読み取ることができませんけれども、この補正予算の中に昨年度の議会、ちょうど12月議会では国保料の改定が行われました。この補正予算の中で国保料の改定に伴う影響とか、そういうものがでるのか。また、もしくは将来に向けてあと一段階国保料を改定する、値上げをするということが以前計画として示されていましたけれども、それが入っているのか、それともなぜ入っていないのか。その辺、大きく2点、マイナンバーカードと国保料の改定について教えていただければと思います。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。医療機関に行きましたら、健康保険証を掲示するか、令和3年3月を目処にマイナンバーカードにも健康保険証の機能をつけて、病院等を受診できるというふうに向けたシステム改修になります。それで移行につきましては、地方公務員、国家公務員等から先駆けて、順次できるところから進めていくという流れになっています。昨年改正しました保険税率について、その後の影響等ですけれども、特に今回の補正には影響はありません。以上です。

○議長 知念富信君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん マイナンバーとしての機能ですけれども、証明書ですね、コンビニ交付で住民票、各種証明書がとれるということと、行政上で証明が必要な場合、マイナンバーがわかれればそれでできるという話。それからですね、本人確認の際の公的身分証明書として利用できます。それ以外に付加サービスとしては、公務員とか各民間の会社での社員証のかわりになったりとか、図書館カードとかそういうものに利用できます。それはそれぞれの市町村でまた変わってきます。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 このマイナンバーカードでの活用は令和3年ということでしたけれども、今後目指していく形ですね、業務の軽減化を目指すためなのか。それとも国の制度改革なのか。マイナンバーカードといつても普及率、多分そんなに広がっているという印象がないわけです。50%に届いていないと思いますけれども、やはり全員マイナンバーカードに移行していくという考え方なのか、それによっても受けられるサービスが変わってくるわけですね、付加機能、そういうことも含めると。ですから町民の健康増進とかそういうことにサービスを付加できるのであれば、そういうことを積極的に移行していく。サービスを受けられる町民と受けられない町民に差をつくらない。そういうことを抜けていたような気がしますので、再度お答えください。

あと2点目の国保税の影響は今年度の補正、この補正予算にはないということですけれども、これについては当初予算で改定された保険料を見込んでいたということなのか。それとも、例えば私が言って

いるのはそうであったとしても金額が上がったことによって払える人が少なくなったとか、もしくは全員きっちり払って金額がふえたとか、そういった補正があるのかなというふうに思っていましたし、それによる制度設計が、例えば2段階で上がるとなると二重にシステムとかを変更しないといけないのかどうかとか。そういったことがマイナンバーカードに伴っているのかもしれないなという視点で質問しましたけれども、それもあわせてこの改定のシステムとか、その収納率の影響とか、そういったことが現状、予算書にはないとしても出てくるのか。それによって次の値上げ改定の判断材料にもなるのかなという視点で質問をしていますので、その点、再度お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。まず、医療保険の健康保険証、被保険者証をマイナンバーカードに移行していく、活用していくということは国の制度としてやっていくということでございますので、段階的に、徐々にそういう取り組みになっていくものだと。国保においてもそういうことが可能になっていくための今回のシステム改修で。資格については、今、県単位ですので、そういった資格の部分もオンラインで全て確認できるように、マイナンバーカードができるような形の部分にしていくというところになります。そういった中でカードを持っている方と持っていない方がいらっしゃいますので、徐々にやって、両方、マイナンバーカードを持っている人は移行できていきますし、まだ持っていない方はそのままの保険証で行きますが、最終的にはこれは全部そこに移行という形になっていきますので、そこはその時点でまだ持っていない方に対してどうなるかというところは、その時点でいろいろと検討、いろんな判断が必要になってくるものだと思います。現時点では、まずそういった取り組みがオンラインで資格の確認等ができるような形にするための改修だと。これはまだ国民健康保険税とは別のことですございます。

今回の補正には、この国民健康保険税の部分は特に含まれておりません。議員がおっしゃいます収納率の影響とか、そういった部分に関しましては最終補正あたりで、年度末の最終補正あたりで当初予算で見込んだ。当初予算の税収の見込みは改定後の税率でもっての試算でありますので、その動向がどうであるかという部分は年度末の最終補正あたりでお示しできるのかというふうに思っております。そういう動向を見ながら、それから県内の他市町村の動向と。沖縄県が示す標準保険料率も年明け、1月には本算、次年度の標準税率というものが示されてきますので、そういった部分を見ながら、これは最終補正あたりで示していくかと思ております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、部長の答弁の中で段階的ではあるけれども、制度としてマイナンバーカードへ保険証が移行していくと。段階的であったとしても、やはり町民の皆さんには大きな変更点になると思いますし、答弁ではありませんでしたけれども、このマイナンバーカードの趣旨もですね、行政事務の効率化というところも含めてさらなるサービス付与、町民に見られるメリットも多かったわけですから、このようになっていくわけですね。これまでなかなか普及率が進まなかったところが、これによって大きく変わる要素があるのかなというふうに理解しますので、やはり最終的な目標値、そしてまた目指す

方向というのを今のうちから町民の皆さんに示していく必要がありますし、周知をしていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

2点目については、町民の皆さんにとっても非常に生活の影響が大きいところですので、さまざまな状況を勘案して、判断できる材料を提示していただきたいというふうにお願いいたします。以上で終わります。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 国のほうで進めているマイナンバーカードの普及といいますか、それで予算も10分の10と国から来ているわけですけれども、国民健康保険としてはマイナンバーカードに保険証を載せることができると。そのことでどんなメリットがあるんですか。ただ、国からこれを普及させるためにこういうふうにしているとしか私は思えないんですけれども、事務の簡素化、例えば住民票の話もコンビニでもどこでもとれるというのはわからないでもないです。健康保険証はどういうメリットがあるんでしょうか。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 マイナンバーカードに健康保険証の情報を載せることによりまして、資格の異動があってもすぐわかる。資格の確認ができるというメリットがあります。以上です。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 資格の異動というと、無職だった人が、例えば仕事へ行ったら国保から社保に変わるとか、社保から国保に変わることですよね。この変更になると。それはショッちゅうあるものではないでしょう。何というか、非正規雇用でこの会社にいて、次はこの会社にいてと、会社名が変わったりいろいろするのはあるだろうけれども、そういった、例えばこれまで国保に入っていた人がショッちゅう変わるということで、私はそんなにメリットはないんじゃないのかと思うんですけども、病院に行くときはこのマイナンバーカードを持っていかないといけないわけですね。このマイナンバーカードではいろいろな情報もとれるわけです。私はまだ、そういう紛失したときとかのマイナス面のほうが大きいんじゃないかなと。マイナンバーカードにいろんな情報を載せることによって、国のはうは国民の一人一人が掌握しやすいというのがあるわけですね。例えば銀行のお金とか病歴とかそういうのも全部わかるようになれば、今中国で顔まで全部認証させているという、国民全部何億といいましたか、やろうとしている方向が今あるんですけれども、日本も何かそういう感じになるのかなと。その辺の情報漏れの、マイナス面のほうが私は大きいんじゃないかなと。マイナンバーにはいろいろ載せないほうがいいんじゃないのかなというふうには思います。この前、神奈川県がハードディスクがなくなつて、ネットで売られたとかというそういういろんな、今のこういったIT化というんですか、これでいろんなマイナス面のほうが私は怖い。その資格移転のメリットということですけれども、そのほかには考えられませんか。何かありますか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議員おっしゃいますように、確かに紛失等とかの部分では、この大事なカード、大変不安な部分もあろうかと思いますが、やはりそれは各個々人でしっかりと管理していただきたいと思います。先ほど国保課長から被保険者証の、マイナンバーカードにした場合の利点ということで、一番事務的にはこういう資格のオンライン確認等、会社から国保になる。国保から会社になるとかという部分の確認がすぐできるということも大きい部分であります。あと確実な本人確認の保険資格の確認が、病院の窓口ができるということですね。要するに公的個人認証制度によりしっかりと顔写真等も入っていますので、病院受診時に不正利用ではないと、確実に本人が使うという部分での対策にもできるという部分。それからマイナンバーカードからマイナポータルといういろんな個人のデータを見られるところがありますが、そういったところに特定健診の、自分の健診の情報等がございますが、これは本人の了承をもとにではございますが、そういったところの情報を閲覧しながら、本人の健診の状況、服薬や履歴とか定期健診の情報とかが医療機関でこれも閲覧ができる。そういった部分で診療の質の向上につながっていくと。こういった部分は本人の了解のもとです、そこへ行くのはですね。そういったことが可能になっていくということで、このマイナンバーカードに載っていくメリットの部分。あと健康保険証ではありませんが、今後、自治体ポイントとかそういった部分の付与もマイナンバーカードにはできていくというところもありますので、今後、そういう形で進んでいくものだと思います。

○議長 知念富信君 13番 大城 肇議員。

○13番 大城 肇君 所管だから指名しないのかなと思いましたが、まず先ほど課長の答弁の中にもありましたけれども…、その前に、今部長から最後の答弁でありましたが、これまで健康保険証、月に一遍、何回か病院に行く場合には月が変わった最初に提示を求められますよね。私は何回も行くので、月の10日以内に行くときには見せるとなるけれども、あれは3割負担でいいわけだから、そのことを証明するためにやるわけですよ、住民からすれば。向こうはそこには医療情報をどういう内容で、どういう疾病でいついつ病院に来て、どういう検査をして、どういう薬をもらっているとか。そういったことまであるのかないのかわからなかったんだけれども、今の部長の答弁では今度のマイナンバーカードにこれがのつかれば、そういう情報も、いわばカルテみたいに、あるいはお薬手帳みたいに、そういう情報も載るということなのか、ちょっと私、疑問に思ったんだけれども、恐らくそうじゃなくて、医療費のことだけなのかと思ったりしていたんだけれども、これをちょっと教えてください。

それからこれは住民環境課長でしょうか、現在の、一番直近のというか、このマイナンバーカードの普及率、これがどのようになっているのか。それから先ほど言った課長が答弁されたけれども、答弁の中で出ていましたが、国家公務員とか地方公務員にまず先に進めるみたいなことが、私も新聞で見ましたけれども、南風原町役場の職員の普及率というのはわかるのか。その国が進めようとしている公務員から先頭を切って普及を進めるということについて、これも課長から普及率を答えてもらうんだが、そのことについて町長からでも、私はちょっと違和感を感じるんですね、公務員にまずやってもらうというのは。とっても違和感を感じる。国の、特に公務員は、おまえら国の金で飯食っているんだから情報をさら

せと言われているようなもので、地方公務員もそれに倣って、あなた方は税金で飯食っているんだからそういうものはちゃんとやりなさいというふうに言われているような感じがするんじゃないのかなと私は思うものだから、それで町長に聞くんですが、今どこまでそういうことが来ているのか。今後どうしようとしているのか。町長はそのことについて南風原町の役場の皆さんに町民に先んじて、これは今、任意だからそうなっているわけですよね。民意だから持つ人もいる持たない人もいる。それで機能をふやして普及率を上げようということにも見えるんだが、話は国保の問題ではなくなっているかもしれません、まず、このことは町長もいますので、この場には。町長そういったことについてどのようにお考えなのか。違和感がないのか。私はとても違和感を感じるんだが、どうなのか、それをお答えいただきたいと思います。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 それでは毅議員のご質疑にお答えします。マイナンバーカードの職員への普及と申しますか、お願いでございますけれども。これは住基番号だったか、以前は。住基カードの段階から前町長から職員には是非率先して取得してもらいたいという話がございましたし、私も就任してマイナンバーカードが出たときに職員の皆さんにお願いをした経緯がございます。多分、朝礼か何かの訓示の中だったと思いますけれども。ただ、これはある程度、個人の裁量が必要ですので、口酸っぱくお願ひするとか、何回も、言い方は悪いですけれども、強制的にやってくれということは、それは申しておりません。ただ、少なくとも考え方によってはこれも一つの制度でございますので、我々公務員といたしましてはその制度を推進していく立場から、できるだけ率先して取得してもらいたいというお話はした経緯がございます。以上です。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。マイナンバーカードを活用して将来、後々は本人の服薬の情報とか特定健診の情報とか、今後、段階的にそういうふうな仕組みになっていくと。ただし、先ほども申し上げましたように、これは本人同意のもとです。医療機関で本人同意のもと、薬はどういったものを飲んでいるとか、特定健診の結果はどうであったか。そのときにそこで看護師なり医者からいろんなアドバイスを受けるという部分で、本人の医療のそいういった充実につなげられるという部分で、マイナンバーカードをそういうふうにして活用していくという部分がございます。マイナンバーカードは今、南風原町においてはコンビニ交付という形で住民票とか所得証明、戸籍抄本等、コンビニでもとれるようになっていっています。公的個人認証が付加されていますので、これを使って自宅で確定申告もできます。まずそういう形でマイナンバーカードはどんどん利用者にとっての利便性を向上させていこうという。そういう流れの一つで、また健康保険証も健康づくりとかにつなげていきながら活用させていくという部分でございますので、我々としてはそいういった制度で国保がそいう形でつながっていく。資格のオンラインとかできるようにしなければいけませんので、今回はこういう形でシステムをまず改修していくということでございます。

○議長 知念富信君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん お答えします。正式な数字はちょっと今手元にありませんけれども、最新情報としては普及率 8.14%、3,000 余りの数になっております。

○議長 知念富信君 総務課長。

○総務課長 新垣圭一君 職員の登録状況であります、現在のところ把握はしておりません。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後 3 時 06 分）

再開（午後 3 時 07 分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 嘉君 我々、職員についてのマイナンバーカードの普及については、共済組合から申請手続をする用紙等が届いております。また総務課から職員に向けて早目の申請をするようにということで、申請の普及活動を行っています。

○議長 知念富信君 13 番 大城 肇議員。

○13 番 大城 肇君 ありがとうございました。現在 8.14%、大体それぐらいということで受けとめておきたいと思います。特に職員の保持状況というか、これは把握していないということでよろしいですね、課長。やはりなぜ、これがどうしてそのような状況におさまっているというか、今到達しているのか。住基カードも相当なお金を投じて国は取り組んだと思います。今、今回見るように 212 万 6,000 円か、今回の補正ですけれども、これも全部 10 分 10、国が負担するということで南風原町から出るわけではないけれども、そうはいっても私たちの国民の税金から全部使われるわけですから、それを躍起になってやっているけれども、その前に、前の住基カードの到達点がどうなったのか。これもしわかる人がいらっしゃいましたら、今の課長がわかるか。あの住基カードはどうなっているのか、あの取り組みはどうなったのか、廃止なのか何なのかわかりませんが、そことのかかわり。そこをお示しいただきたいと思います。これは私の私見ですけれども。やっぱりこのように低いのは、情報流出というか、自分の情報がよそに漏れることに対する危惧が一番じゃないのかな、前の住基カードのときからですね。というふうに大変大難把ですが、そのように考えるんですね。今回は補正の話ですので、住基カードそのものは非というのはまた別の話ですけれども、そこについて今関係したのは、住民環境課長がもしわかりましたら、あるいはこれまで住民環境課経験なさった方が、その住基カードについてもし、大体これぐらいだったというのがおわかりだったらお答えいただければと思います。私はこのように考えましたけれども、この低い割合にとどまっている理由について、どのように考えられるか。町長にこれはお答えいただき

たいと思います。

○議長 知念富信君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 住基カードのほうは有効期限が10年ということでしたので、当初、マイナンバーカードが始まる前は二十何パーセントかあったんです。だけど10年というのはどんどん減つていきますので、現在は正確な数字は手元にありませんけれども、大体17%ぐらいかと思います。マイナンバーカードと住基カードを合わせて30%近くはあります。ただ、住基カードのほうは終わっていますので、減ってきてています。その人たちがマイナンバーカードに切り替わってきているということもあります。

[大城 肇議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後3時11分）

再開（午後3時12分）

○議長 知念富信君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。先ほど担当課長から答弁がございましたけれども、住基カードの普及率自体は県内でもいいほうじゃないかと思っておりますし、それから住基カードの有効期限は10年間あるわけでございますので、その期限が切れるまではそのままにして、期限が切れるに従ってマイナンバーカードに載せかえ、交付を切りかえということだと思いますので、普及率がこういったことだろうと思っております。ただ、実際私もマイナンバーカードに切りかえています。家族も切りかえておりますが、議員おっしゃるとおり、どんな情報がおさめられているのかとか、ある程度の不安というのは確かにございます。しかし、このマイナンバーカードを所持していることによって、それなりのメリットも今後出てくるだろうという期待も込めておりますので、それぞれ見解は分かれると思いますけれども、私はそれでよかったですかなと思っています。以上です。

[大城 肇議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後3時13分）

再開（午後3時14分）

○議長 知念富信君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。先ほども答弁したつもりですけれども、南風原町は基本的に住基カードの普及率は県内でも高いほうだったと思います。それで住基カードを所持している方がまだいらっしゃると。徐々に期限は切れていくんですが、マイナンバーカードはまだ8%ぐらいしかいらっしゃらない。両方足しますと30%近くになると思いますので、そういう数字かなというふうに考えているところです。以上です。

○議長 知念富信君 12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん 確認といいますか、国保がマイナンバーカードのほうに入ると。手続の際に、保険証の年度切りかえのときには郵送で保険証が来るんですけども、マイナンバーカードは必ず窓口に来て手続をしないと交付されないので、結構、住民の方には負担になるのかなというのが。実際、就職したばかりの子が取りに来るのができないということで、かなりもめたことがあったので、そういう手続の際の不便がないのかどうか。先ほどから出ている住基カード、そちらの有効期限が、最後、発行したのが14年か15ぐらいが最後じゃないかと思いませんけれども、間違っていれば訂正で。最後、いつまで発行していて、最後有効期限が切れるのがいつごろになるかというのまで出してもらえたなら、お願ひします。

○議長 知念富信君 住民環境課長。

○住民環境課長 宮城広子さん 住基カードの件です。最後に発行したのが平成27年12月になります。それから10年ですので、令和7年12月までということになります。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。今後、このマイナンバーカードと既存の保険証は併用していく、やりとりしていく中で不都合が生じないように取り組んでいくように頑張っていきます。

○議長 知念富信君 12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん 発行の際の手続と、結局、国保のものから移行するにしても何にしても窓口に来ないといけないという状況になったときの、期間とか時間を延長するとか、就業後にするとか。国保に加入していても普通に仕事されている方もいますし、そういったところの窓口の改善もしないとこの普及率というのは上がってこないと思うので、そういうところも検討は必要だと思いますが、そういうところも考えられていますか。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 マイナンバーカードと既存の保険証を併用していく中で不都合が生じないように取り組んでまいります。

○議長 知念富信君 12番 赤嶺奈津江議員。

○12番 赤嶺奈津江さん 役場のほうの都合ではなくて住民の方の都合といいますか、使いやすいように、制度化したのに何のメリットもないし、普及もしていなければ意味がないのですので、そこまで検討をよろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第58号 令和元年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、総務民生常任委員会に付託します。

日程第14. 議案第59号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長 知念富信君 日程第14. 議案第59号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第59号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第3号) 令和元年度南風原町の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,759万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,935万円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(繰越明許費) 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。(地方債の補正) 第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 では、議案第59号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について補足して概要説明をいたします。まず2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、主に令和2年4月からの公営企業会計移行に伴う今年度予算の3月打ち切

り決算見込みによる補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ 2,759 万 2,000 円を追加し、補正後の下水道事業特別会計予算額は 7 億 2,935 万円となります。

4 ページをお開きください。第 2 表繰越明許費、1 億 5,927 万 2,000 円の主な理由は、照屋地内の津嘉山第 6 雨水幹線工事予定箇所において、道路幅員が狭隘で工事範囲の住宅への出入りができないことから、住民との調整に不測の時間を要し、年度内完了が困難となったことによるもので、令和 2 年 11 月末の完了を予定しております。

5 ページ、第 3 表地方債補正、360 万円の増は、流域下水道建設負担金が平成 31 年 2 月に決定し、当初予算に間に合わなかったことによるものです。

次に歳入について説明します。8 ページをお開きください。5 款 1 項 1 目、繰入金 2,399 万 2,000 円の増は、令和 2 年 4 月から公営企業会計移行により今年度予算の 3 月打ち切り決算見込みに伴い、歳入不足分を一般会計から繰り入れが生じたことによるものです。

9 ページ、8 款 1 項 1 目、町債 360 万円の増は、5 ページで説明した流域下水道建設負担金の決定によるものです。

引き続き、歳出について説明いたします。10 ページお開きください。1 款 1 項 1 目、下水道事業費 365 万円の増は、歳入 9 ページで説明した理由による事業費分でございます。

11 ページ、4 款 1 項 1 目、予備費 2,394 万 2,000 円の増は、歳入 8 ページで説明した理由による 3 月打ち切り決算見込みに伴う歳入歳出の差額分です。

ちなみに 3 月末までの歳入の経緯を申し上げます。歳入見込額が 6 億 5,817 万 3,000 円に対し、支出見込額が 6 億 8,211 万 5,000 円、その差額分が歳入不足分のものでございます。以上が議案第 59 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 59 号 令和元年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第 15. 議案第 60 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長 知念富信君 日程第 15. 議案第 60 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 60 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2

号) 令和元年度南風原町の土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 125 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,206 万 3,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第 60 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について補足して概要説明いたします。まず 2 ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、保留地等借地料の実績により補正の必要が生じたので歳入歳出それぞれ 125 万円を追加し、補正後の土地区画整理事業特別会計予算額は 5 億 5,206 万 3,000 円となります。

次に歳入について説明します。6 ページをお開きください。5 款 1 項 1 目. 繰入金 163 万 9,000 円の減は、歳入歳出の増減によるものです。

7 ページ、9 款 2 項 2 目. 雜入 288 万 9,000 円の増は、保留地等借地料の 10 月末現在の収入見込みによるものです。

引き続き、歳出について説明します。8 ページ、2 款 1 項 1 目. 事業費 125 万円の増は、維持管理に要する賃金でございます。以上が議案第 60 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 60 号 令和元年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)については、経済教育常任委員会に付託します。

日程第 16. 議案第 61 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

○議長 知念富信君 日程第 16. 議案第 61 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 61 号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) 令和元年度南風原町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 82 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,399 万 8,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分

及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後3時29分）

再開（午後3時29分）

○議長 知念富信君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 では、議案第61号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について補足して概要説明いたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、汚水ます等設置工事費に伴う補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ82万1,000円を追加し、補正後の農業集落排水事業特別会計予算額は2,399万8,000円となります。

次に歳入について説明します。6ページをお開きください。4款1項1目、繰入金82万1,000円の増は、歳出財源の補?によるものです。

引き続き、歳出について説明します。7ページ、1款1項1目、事業費82万1,000円の増は、2件の住宅建築に伴う、ます及び管路設置工事に要するものです。以上が議案第61号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第61号 令和元年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、経済教育常任委員会に付託します。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後3時31分）

再開（午後3時41分）

○議長 知念富信君 再開します。

日程第 17. 議案第 62 号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて

○議長 知念富信君 日程第 17. 議案第 62 号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 62 号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により、那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについて、別紙のとおり那覇市と協議するため同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。提案理由としまして、南風原町の公共下水道を那覇市の住民が使用することについて、那覇市と協議する必要があることから地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により提案をいたします。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後 3 時 42 分）

再開（午後 3 時 42 分）

○議長 知念富信君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第 62 号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについての概要を説明いたします。まず、提案理由にあります那覇市との協議については、2 ページの協議書（案）のとおり予定しております。3 ページの位置図で当該協議箇所については、南風原高校西側にあります国場川沿いの土地で、本町が行う津嘉山北土地区画整理事業と那覇市との境界に接している那覇市上間 339 番地 2 ほか 6 筆の区域となっています。当該箇所は地形的に国場川方向から南風原高校正門前の市道に向かって上り坂となっており、今回の 11 階建ての大型建築に際し汚水処理を自然流下で那覇市の公共下水道に流すことは高低差の関係から困難であること。土地区画整理事業道路 6-1 に布設された本町の公共下水道に自然流下で接続して利用したいとしております。そのため、那覇市の住民が本町の公共下水道を使用することについて、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により、那覇市と協議する必要があるため提案するものであります。以上で議案第 62 号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。13 番 大城 育議員。

○13 番 大城 育君 すみません、間違いかなと思いますが、今の提案理由では根拠法というか、地方自治法「第 244 条の 3 第 3 項」、次の協議書（案）のほうでは一番上の行に「第 244 条の 3 第 2 項」とな

っていますけれども、またかがみの一番上のほうには第244条の3第2項」の規定によりなっています。これでいいのか、それともどちらかが間違いなのか。今、気がついたことについて…。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後3時46分）

再開（午後3時47分）

○議長 知念富信君 再開します。区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 それでは説明いたします。地方自治法第244条の3第2項につきましては、普通地方公共団体は他普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができるというのが2項となっております。3項につきましては、前2項の協議については関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないとなっております。それであるということです。

○議長 知念富信君 13番 大城 肇議員。

○13番 大城 肇君 わかりました。2項はこういうことができますよと、3項はその場合には議会の議決を経なさいということですね。わかりました。

それとこの場所はもちろん私は行ったことがないので、もちろんないんだけれども、今後さらにここに建築、建物ができていって、住居ができていって、同じように南風原町の下水道を活用したほうがいいということになると、どんどんふえていくということにはなりませんか。そのあたりの状況はどうでしょうか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 位置図をごらんになっていただくとわかると思いますけれども、現在のところは黒塗りの部分だけということで、1カ所だけが接続ということでございますけれども、それ以外についても建物を現に有しているところではございますが、浄化槽で処理している部分がございますという、白抜きの部分は那覇市の接したところでは浄化槽等で現に処理している部分がございますので、厳密に言えば、L字の白抜きで囲った部分は今後も、もしかしたら出てくるのかなと。ただ、現状は浄化槽で既に建物が建っているという状況でございます。箇所としてはそういったところが、付近では考えるかなとあります。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっておりま
す議案第 62 号 那覇市の住民が南風原町の公共下水道を使用することについては、経済教育常任委員会
に付託します。

日程第 18. 議案第 63 号 南城市的住民が南風原町の公共下水道を使用することについて

○議長 知念富信君 日程第 18. 議案第 63 号 南城市的住民が南風原町の公共下水道を使用すること
についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 63 号 南城市的住民が南風原町の公共下水道を使用することについて
地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により、南城市的住民が南風原町の公共下水道を使用することに
ついて、別紙のとおり南城市と協議するため同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。提案理由と
しまして、南風原町の公共下水道を南城市的住民が使用することについて、南城市と協議する必要があ
ることから地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により提案をいたします。内容等については、担当の
ほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 議案第 63 号 南城市的住民が南風原町の公共下水道を使用することに
ついての概要を説明いたします。まず、提案理由にあります南城市との協議については、2 ページの協議
書(案)のとおり予定しております。3 ページをごらんください。3 ページの位置図で当該協議箇所につ
いては、字宮平のつつじヶ丘ハイツ東側の本町と南城市との境界に接する南城市大里字古堅 1096 番地 4
ほか 2 筆の区域となっております。当該箇所は本町と南城市的境界に隣接する南城市大里古堅の土地に
個人住宅を建築するに当たり、南城市側に接続する道路はなく、下水道の整備計画がないことから汚水
処理を本町の町道 196 号線に布設された公共下水道に接続して利用したいとしております。そのため南
城市的住民が本町の公共下水道を使用することについて、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により、
南城市と協議する必要があるため提案するものであります。以上で議案第 63 号の説明といたします。ご
審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっておりま
す議案第 63 号 南城市的住民が南風原町の公共下水道を使用することについては、経済教育常任委員会

に付託します。

日程第 19. 報告第 17 号 専決処分「南風原小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について

日程第 20. 報告第 18 号 専決処分「津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について

日程第 21. 報告第 19 号 専決処分「北丘小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について

日程第 22. 報告第 20 号 専決処分「翔南小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について

日程第 23. 報告第 21 号 専決処分「南風原中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について

日程第 24. 報告第 22 号 専決処分「南星中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について

○議長 知念富信君 日程第 19. 報告第 17 号 専決処分「南風原小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、日程第 20. 報告第 18 号 専決処分「津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、日程第 21. 報告第 19 号 専決処分「北丘小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、日程第 22. 報告第 20 号 専決処分「翔南小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、日程第 23. 報告第 21 号 専決処分「南風原中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、日程第 24. 報告第 22 号 専決処分「南星中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告についてを一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは報告第 17 号から 22 号まで順次報告をしてまいります。

報告第 17 号 専決処分「南風原小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 南風原小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更。専決処分については 11 月 13 日に行っております。1 専決処分事項 南風原小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。(1) 変更事項 変更前契約額 5,475 万 8,000 円、増額金額 169 万 4,000 円、変更後契約額 5,645 万 2,000 円。(2) 契約の相手 有限

会社丸清産業・金仲設備特定建設工事共同企業体。代表者 住所 沖縄県島尻郡南風原町字山川 449 番地、有限会社丸清産業、代表取締役 伊吉 弘。構成員 沖縄県島尻郡南風原町字宮城 419 番地、金仲設備、代表者 仲里文栄。2 変更した理由 付帯工事の追加及び現地取り合わせ数量の精算により増額となったことによります。

次に報告第 18 号 専決処分「津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更。専決処分については 11 月 13 日に行っております。1 専決処分事項 津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。(1) 変更事項 変更前契約額 7,366 万 4,800 円、増額金額 256 万 5,200 円、変更後契約額 7,623 万円。(2) 契約の相手 株式会社新共電気工業・株式会社寿開発特定建設工事共同企業体。代表者 沖縄県那覇市字国場 1183 番地 8、株式会社新共電気工業、代表取締役 新垣勇誠。構成員 沖縄県那覇市字上間 236 番地、株式会社寿開発、代表取締役 金城幸雄。2 変更した理由 付帯工事の追加及び現地取り合わせ数量の精算により増額となったことによります。

次に報告第 19 号 専決処分「北丘小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 北丘小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更。専決処分については 11 月 13 日に行っております。1 専決処分事項 北丘小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。(1) 変更事項 変更前契約額 1 億 483 万円、増額金額 194 万 7,000 円、変更後契約額 1 億 677 万 7,000 円。(2) 契約の相手 株式会社石川電設・有限会社南部開発工業・有限会社三国電工特定建設工事共同企業体。代表者 沖縄県那覇市首里山川町 2 丁目 61 番地の 33、株式会社石川電設、代表取締役 石川美保子。構成員 沖縄県那覇市字真地 47 番地 1、有限会社南部開発工業、代表取締役 上原 昇。構成員 沖縄県島尻郡南風原町字照屋 292 番地 1、有限会社三国電工、代表取締役 幸地兼昭。2 変更した理由 付帯工事の追加及び現地取り合わせ数量の精算により増額となったことによります。

続きまして、報告第 20 号 専決処分「翔南小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 翔南小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更。専決処分については 11 月 13 日に行っております。1 専決処分事項 翔南小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。(1) 変更事項 変更前契約額 6,006 万円、増額金額 237 万 6,000 円、変更後契約額 6,243 万 6,000 円。(2) 契約の相手 沖縄環境企画株式会社・金仲設備特定建設工事共同企業体、代表者 沖縄県那覇市字仲井真 107 番地、沖縄環境企画株式会社、代表取締役 大城安世。構成員 沖縄県島尻郡南風原町字宮城 419 番地、金仲設備、代表者 仲里文栄。2 変更した理由 付帯工事の追加及び現地取り合わせ数量の精算により増額となったことによります。

続きまして、報告第 21 号 専決処分「南風原中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 南風原中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更。専決処分については 11 月 13 日に行っております。

1 専決処分事項 南風原中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。(1) 変更事項 変更前契約額 5,390 万円、増額金額 123 万 2,000 円、変更後契約額 5,513 万 2,000 円。(2) 契約の相手 カイ総合設備・三栄技研特定建設工事共同企業体。代表者 沖縄県那覇市字真地 388 番地 6、株式会社カイ総合設備、代表取締役 比嘉常雅。構成員 沖縄県島尻郡南風原町字神里 229 番地 6、有限会社三栄技研、代表取締役 安次富幸常。2 変更した理由 付帯工事の追加及び現地取り合わせ数量の精算により増額となったことによります。

続きまして、報告第 22 号 専決処分「南星中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。記 1 専決処分事項 南星中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。2 専決処分した理由 議会の議決を経た工事請負契約について契約金額の 400 万円以内の変更。専決処分については 11 月 13 日に行っております。

1 専決処分事項 南星中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更について。(1) 変更事項 変更前契約額 5,995 万円、増額金額 36 万 3,000 円、変更後契約額 6,031 万 3,000 円。(2) 契約の相手 有限会社オーケイ設備・有限会社三栄技研特定建設工事共同企業体。代表者 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山 529 番地、有限会社オーケイ設備、代表取締役 大城盛二郎。構成員 沖縄県島尻郡南風原町字神里 229 番地 6、有限会社三栄技研、代表取締役 安次富幸常。2 変更した理由 現地取り合わせ数量の精算により増額となったことによります。以上、一括報告いたしました。内容については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 内容についてご説明申し上げます。報告第 17 号から資料のほうを提出しています。まず、報告第 17 号の資料をご確認ください。報告第 17 号 専決処分「南風原小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告についてですが、主な施工内容は、整備教室が 22 教室、機械設備は室内機 42 基、室外機 1 基、キュービクル 1 基の工事と冷媒管工事、ドレン配管、電気工事の中の電気配管、配線工事となります。変更の内容としましては、これらの各種冷媒管やケーブル等の空調工事の付帯工事の追加及び現地取り合わせの数量の精算によるものです。詳細につきましては、南風原小学校における空調機に係る冷媒管の増、それから制御器、リモコンに係るケーブルの減、電気設備に係るケーブルの減、配管、ケーブル等の増減についてであります。それから天井裏のケイジに確認できなかったことによる障害物等、柱とか梁とかその他の配管があったために配置やルートが変わったことによるものでございます。また天井の点検口の追加となります。点検口の追加については、設計時に確認できなかつた障害物等があったために機器の配置や配管の工事を進めるために天井の点検口を追加したものとなります。これは夏休みの限られた期間内で教室の作業を完成するため、または今後の管理のために追加を行

ったものによるものです。それから次に空調機遮冷機設備の追加となります。これは空調機の機能強化のために外からの外気の流入や冷気の流出を抑え、空調効果を高め空調設備の機能発揮を図る目的で6基設置しております。今回の資料の中の線のほうがそれとなります。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後4時08分）

再開（午後4時08分）

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 それでは報告第18号について資料のほうをごらんください。津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更の部分について報告します。津嘉山小学校については、整備教室が31教室、機械設備は室内機61台、室外機8台、キュービクルの高圧変電設備のトランスの改修にあわせて冷媒管工事、ドレン配管、電気工事、電気の配管工事となっています。変更の内容としましては、これらの各種冷媒管やケーブルの変更。それから空調機器の付帯工事及び現地取り合わせ数量の精算のために増額となっております。詳細としましては、付帯設備における点検口の変更、撤去解体の面積増による変更となります。また同様に空調機遮冷機設備の追加があります。津嘉山小学校におきましては9カ所の設置となります。この図面で、このほうについても大広場、それから階段等の出入り口のほうに設置してございます。

報告台19号の資料をご確認ください。報告第19号、北丘小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更の内容でございます。北丘小学校については、整備教室が32教室、室内機64台、室外機6台、それから電熱交換機の工事とキュービクル工事の追加がございました。これにあわせて同様に冷媒機器等の配管工事等がございまして、これらの配管やケーブルの変更が今回の主な変更点となります。それにあわせて空調機工事の付帯工事の追加となります。内容としましては、空調機に係る冷媒配管工事等の増、制御設備、リモコン等に係るケーブルの減、ガス設備に係る交換の増、付帯工事に係る天井点検口の増及び空調機、遮冷設備の追加となります。今回は、配管設備等の中で導線のケーブル、電気線が既に配線されていたための変更等による増が主な増となります。今回、資料のほうでご確認できますように、遮冷機の設置を5カ所行っております。

報告第20号の資料をお願いします。報告第20号、翔南小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更の内容について補足して申し上げます。翔南小学校におきましては、整備教室が21教室、室内機40台、室外機6台、それとあわせてキュービクルの改修がございました。今回これにあわせて同様に冷媒管の工事、ドレン配管、電気設備の工事、電気配管の工事等がございました。変更の内容としては、これらの各種冷媒管やケーブル等の空調機工事の付帯工事追加及び現地取り合わせによる数量の精算によるものが増減の原因となっています。詳細につきましては、主な変更、空調機に係る冷媒管、保温管の減、付帯設備における天井点検口の増、それから撤去解体の面積増による変更となります。同じく空調機遮冷機

設備については8カ所設置してございます。この線の部分についてがその工事で、こちらのほうも同様に大きな広場、それから階段の入り口等に設置してございます。

報告第21号の資料をお願いします。報告第21号、南風原中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更についてご説明申し上げます。南風原中学校においては、整備教室が18教室で、室内機34台、室外機6台の設置となります。これらにあわせて配管工事、ドレン配管工、電気の配管、配線工事となりました。変更の内容としては同様にこれらの変更、それから空調工事等の付帯工事の追加及び現地取り合せ数量の精算による増額が原因となっています。詳細につきましては、空調機に係る冷媒配管工等の増、制御設備に係るケーブルの増、付帯設備に係る、電気設備に係るケーブル等の増となります。またこちらのほうでも空調機遮冷機設備について6カ所設置しております。図面の線の部分がそれに当たります。

最後に報告第22号の資料をお願いします。報告第22号 専決処分「南星中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、内容についてご報告申し上げます。南星中の整備工事は、整備教室が18教室、室内機が38台、室外機5台の設置、冷媒管、ドレン配管、電気設備工事のほうの配管、配線工事となります。内容につきましては、これらの配管工事等の精算における現地取り合せの数量の変更が主な要因となっています。南星中学校においては、冷気を逃がさないための遮冷機はございません。すみません、訂正申し上げます。整備教室は19教室です。失礼しました。以上が詳細となります。

○議長 知念富信君 これから質疑に入ります。質疑のある方はこれを許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは幾つか質疑したいと思います。今回、この空調整備4億円弱をかけて町内全ての小中学校にクーラーを入れて、学習環境を上げると、よくするということには非常にいいことだと思いますが、幾つか疑問があります。まず、この工事概要ですけれども、具体的に今回の工事を経て、このクーラーはいつから使えるようになるのか。まずそれをお答えください。

2点目に、ここからが疑問ですけれども、この予算、工事を含めて、これの予算、記憶では平成30年度の政府の追加予算で平成31年の2月か3月ごろでしたか、決まったというふうに記憶していますが、予算の段階でも金額の枠は決めたけれども、中身がわからない。それでこの工事についても、工事は決めたけれどもどのような工事か、全容がですね、なかなか。これは即決でしたので、工事契約も。最終日に出されて即決で決めましたので、審議をする私たちにとっては審議する時間もなかなかなくて、中身がつかめなかったというふうに私自身反省があります。今回の補正予算ですけれども、これは議案が出された段階では付帯工事とありますけれども、付帯工事の中身についてまでわかりませんでした。ですから議運の中でも追加で出るよと言ったから、工事の延長とか現場に合わせた程度だろうということを確認はしましたけれども、この図面を見ると、遮冷機設備というんですか、これが含まれている。私の記憶が間違っていれば、年度等も含めて訂正していただきたいんですけども、これ工事契約のときには教室と教室を遮断する、冷気を逃がさないためにやる設備については補助対象外になるから、別工事になるといったような答弁があったように私は記憶をしています。ですから、これは平成30年度の繰越でやっています。さらに別工事だから、次、平成31年度で補正予算が出る、令和元年度補正予算が出るのかなと思っていたんですけども、今回これ一括して請負契約金額の変更で、専決処分は既にされているわけです。そういうことでいくと、簡単に言うと、決算の資料にも出てこないし、私たちこの工事の内容を精査する機会はきょうしか多分ないというふうに理解をします。ですので、そういうことでいく

と、もともと組み込めるのであれば、なぜ工事契約のときに入っていたこの遮冷機、そういうものがあるのか、それを教えてください。なぜこのような手続になっているのか。予算の段階にはなかったものが入るようになったのか。もともと入っていたんだったらそう言つていただければと思います。また、そうであれば、今回追加になった予算は付帯工事の追加及び現地の取り合わせ数量の精算です。だから私は議運の段階では、この現地の取り合わせ数量というのが主だろうというふうに理解していたわけですけれども、それでいくとこれは何か付帯工事のほうが主な工事のように感じますので、それぞれ各学校の付帯工事の金額も教えてください。そしてそれが補助対象事業なのか、事業じゃないのか。必要であれば休憩を挟んでも構いませんのでお答えください。

それと3点目に、先ほど申し上げましたように、このような手続、予算審議、工事契約で決算審議がもし当たらないということになるのであれば、これからふえる、この工事によって得られる空調の維持管理費用、また今回の付帯工事で遮冷機設備が整ったわけですけれども、これが本当に効率的であったのか。それともそれ以外の検討余地があったのか。特にオープン教室はどうするのという議論があったというふうに私は記憶しています。先ほど、先だって岡崎議員の質疑の中であったのは、これ以上の追加工事は予定していないような話が先ほどあったと思いますけれども、そうであればなおさらこの工事の中身についても私は精査していただきたいというふうに、する機会をいただきたいというふうに思うわけです。それについて、この維持管理費用、そして工事の中身、そして今後の管理費用に関する財源とか、そういったことも含めてお答えいただくか、もしくは今後の決算審議、予算審議でこの工事概要も示されるのであれば、それも含めてお答えいただきたいと思います。以上、大まかに3点よろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 1番目の予算等の時期については議員のおっしゃっているとおりでございます。繰越によって2月、国の緊急の財源としてやりました。

2番目のほうの工事についてですが、この部分については、何度か仁士議員からの質疑も同様なことがございました。我々の回答としては、壁としての仕切り、各教室を仕切るものについては工事の対象外であると。しかしながら、冷気を逃がさないようにする、効率的な部分については、南城市的馬天小学校等についてもそういった研究を重ねていると。その部分については、空調機の一つの設備として、これは仕切りの壁ではなくて、そういうふうな認識で工事ができるかどうかというのを検討しておりました。回答のほうも、そういうふうなことで回答しております。今回はその部分について検討した結果、補助の対象内ではないのですが、工事として進めることへの費用の軽減と、それから起債の対象にはなるということでしたので、我々は工事として進めてまいりたいということでやっております。

それから3番目の維持管理については、これは財源は一般財源という形になりますので、今後、できるだけ維持管理にお金が費やされないように、いろいろ規則等も整備しながら、それから学校のほうについても協力していただいて、維持管理についてはできるだけ費用のかからないような形で進めていくよう努めています。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後4時25分）

再開（午後4時27分）

○議長 知念富信君 再開します。教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 クーラーの使用については、新年度から役場等に合わせて、通常5月からというふうに考えております。それから補助の部分については、補助の対象内か外かという議論であったと思います。補助対象外です。単独部分での起債という形でございます。

それから予算については課長のほうから…。

○議長 知念富信君 学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 私のほうから、遮冷機設備設置工事の各学校の費用を申し上げます。南風原小学校 97万9,000円、津嘉山小学校 227万7,000円、北丘小学校 121万円、翔南小学校 293万4,000円、南風原中学校 82万5,000円、以上となります。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 それから最後のどういった形で比較検討、検証をするかということのご質疑がございましたが、まず、学校はかなり出入り口、階段、それから玄関等について常にオープンになっている形で、議員の方々も皆さん心配していたように、非常に風の出入りがよくできるような形でつくられています。オープン教室という形になっておりますので、我々のほうとしては冷気を逃さないようにする形で効果を高めるという形になっています。このほうについては、最終的な部分で設計として設備の追加を行って、今回の報告という形になっております。

検証部分については、今、どういうふうな形だとよろしいのかちょっとと思いつかないんですけども、壁と木製の壁と比較した場合は当然木製の壁のほうが効率は高いと。しかし、費用としては非常に莫大なお金がかかると。それも単独の経費であるというふうな意味からして、今回の部分については、建物の一つのフロアを一つのくくりとした、冷気を逃がさないような形をもって効率を高めたいということでの設計と、思想になっています。検証の方法については、今後どういうふうに表現していくか考えていきたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは回数が限られているものですから、的確に答えていただければと思いますが、今回、来年の9月から運用をするわけです。繰り返しますけれども、4億円近くの大きなお金を使って、確かに要望の高い事業ですから大事なことなんですけれども、一方では、維持管理に関しては補助が得られるというものではないわけです、単独費です。ですから、この工事が効率的だったのか。もししく

はこれから追加工事をどう考えるのか。ただでさえ、今学校では「電気をこまめに消しましょう」とか、「水はできるだけ節約しましょう」とかいろいろやっているわけです。ですから、本来であれば私は、この追加工事の状況ももうちょっと丁寧に報告したり、そしてまた今後も検証していく必要があると思います。

大まかな枠でいくと、先ほど金額の説明がありましたが、南風原小学校で97万9,000円、これは約半額近くの工事費ですね。ただ、津嘉山小学校においては256万円の変更契約のうち227万円をほぼ付帯設備の分の金額が追加になったというふうにも見られるわけです。これだけ大きなお金をかけて、単独で借金をしてつくるわけですから、やはりこれが適切であると。やはり胸を張って説明していただきたいし、私たちも検証したいわけです。そういったことでいくと、これまでの間の予算の即決、工事契約の即決、そしてきょうこれを逃すといつ検証するのかという、私たちには町民に対する説明責任が果たせないんじゃないかという懸念が残るわけです。当然、一般質問等の機会はあると思いますけれども、やはりその予算検証、予算を立てていく段階でも、維持管理費についても出てくるものだと考えます。私たちもこれから、大きく環境が改善はするけれども、負担を伴うわけですから、先ほども何度もほかの議案でも町長からあったように、集中と選択、これが集中に足ると胸を張って町民に説明するためにも、しっかりと説明責任を果たしていきたい。そういう趣旨から質疑をしています。

最後に1点だけ、これは予算の段階かもしれませんけれども、これによって維持管理費が幾らぐらいかかるか、それを、今後どうやって検証していくのか。もしかしては検証については、部長がこれからというふうに先ほどありましたけれども、やはり大きな金額になるのかなと理解していますので、最後その答弁をお願いします。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後4時35分）

再開（午後4時35分）

○議長 知念富信君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 宮良泰子さん 今後のランニングコストについて、あくまでもメーカーが出している計算値ですけれども、空調機に係る光熱費の今後の増というものを一旦計算はしております。次年度、1年間、6小中学校のほうでおおよそ1年間1,216万9,000円ほど増をする見込みで一旦計算は上げております。今後また、維持管理経費についても検証していきたいと思います。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 私のほうから、この空調につきましてですが、予算の性質上、国の補正予算、本町も補正予算になったと。どうしても設計等がございまして、それも3月の追加になった。今、照屋議員からございましたように全てが即決になって、今も付帯工事が結果的には専決で追加をしたということでございます。それは議員がおっしゃるとおり、十分な審議ができないようなタイミングでの、結果的に

なってしまったことについてはおわびを申し上げて、今後はそういった付帯工事、同様などといいますか、今後の工事とかにつきましてもしっかりと審議ができるような議案の上程をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長 知念富信君 ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 知念富信君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。日程第 19. 報告第 17 号 専決処分「南風原小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、日程第 20. 報告第 18 号 専決処分「津嘉山小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、日程第 21. 報告第 19 号 専決処分「北丘小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、日程第 22. 報告第 20 号 専決処分「翔南小学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、日程第 23. 報告第 21 号 専決処分「南風原中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、日程第 24. 報告第 22 号 専決処分「南星中学校空調機整備工事の請負契約金額の変更」の報告について、以上 6 件の報告については、これをもって終了します。

日程第 25. 決議第 7 号 議員派遣の件について

○議長 知念富信君 日程第 25. 決議第 7 号 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 知念富信君 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 知念富信君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これにて散会します。

散会（午後 4 時 39 分）